

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

第6次 さっぽろ市民福祉活動計画 【令和6年度～11年度】



シンボルマーク『さっぽろ社協ハートニット』

社協の「S」と札幌市民の「S」を組み合わせ、「ハート」をモチーフに、心の糸を紡ぐ社協のネットワークがやさしく包む生地（札幌のまちの碁盤の目）をつくりだす様子を表しています。



はじめに

近年、私達を取り巻く社会では、少子高齢化、人口減少、核家族化の進行などにより、地域や家庭の機能が大きく変化し、孤独死や社会的孤立、貧困などといった地域における福祉課題の複雑化・深刻化をもたらしています。

加えて、多発する大規模自然災害や新型コロナウイルスへの対策など、福祉の分野においてもあらゆる場面を想定したリスク管理、そして新たな支援活動のあり方などが求められています。

こうした背景の中、我が国では地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱され、そして国を超えた取り組みとして「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットにおいて採択されました。

また、「相互に支え合い、人と人との“つながり”が生まれる社会」を目指すための「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月1日に施行されています。

さらには、認知症の人も含めた国民一人ひとりが、個性や能力を發揮して、互いに尊重し支え合いながら生きていける活力のある社会を作ることを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」も令和6年1月1日に施行されました。

今まさに社会全体をあげて推進されている取り組みは、「人と人とのつながりづくり」や「お互いに支え合うやさしいまちづくり」を実現するために本会が長年進めてきたものであり、本計画の基本理念として掲げる「住み慣れた地域で、みんなが主体的に参加し、つながり、支え合って暮らせるやさしいまち」の実現にもつながるもので、本会といたしましても、基本理念の実現のため、職員一丸となって本計画の推進に向け取り組んでまいります。

併せて、本計画とともに札幌市の地域福祉の推進を共通目的として策定される行政計画「札幌市地域福祉社会計画」とも、密接に連携・連動し、より確実に計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、本計画の推進にあたりましては、地区社会福祉協議会、地区福祉のまち推進センターをはじめ、地区民生委員児童委員協議会などの地域の関係機関・諸団体、福祉施設、ボランティア・NPOの皆様のご協力が必要であります。どうぞ本計画及び本会の取り組みにご理解とご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年4月

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

会長 福 迫 尚一郎



目次

■第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の推進主体	2
5	計画の進行管理・評価	2
6	計画策定の視点	3

■第2章 現状と課題

1	札幌市の現状と課題	5
2	第5次さっぽろ市民福祉活動計画の成果と課題	6
3	計画推進上の課題	23

■第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	24
2	基本目標	24
3	6つのアクション	25
4	第6次さっぽろ市民福祉活動計画の体系	26
5	SDGsとの関係	28

■第4章 具体的な取り組み

1	共感する	29
	(1) 児童・生徒・学生への福祉教育	
	(2) 多様な主体への福祉教育	
2	育成する	33
	(1) 地域の担い手の育成	
	(2) 生活支援の担い手（団体・企業）の育成	
	(3) 福祉人材（専門職）の育成	



3	つなげる	36
	(1) 地縁組織・各種団体の連携	
	(2) 市民同士の連携	
	(3) 多様な機関・法人・企業等との連携	
4	支援する	42
	(1) 見守り・訪問活動の推進	
	(2) 交流・生きがいづくりの推進	
	(3) 生活支援（家事、除雪、子育て、外出等）	
	(4) 権利擁護の推進	
	(5) 介護予防の実施	
	(6) 介護（高齢者・障がい者等）サービスの実施	
	(7) 災害ボランティアセンターの設置・運営	
5	組織を強くする	51
	(1) 企業・団体との連携	
	(2) 寄附・賛助会員制度のPR	
	(3) 広報活動の強化	
6	チャレンジする	52
	(1) コミュニティソーシャルワーク機能の強化	
	(2) 市民が参加する新たな機会の創出	
	(3) 企業の特色を活かした社会貢献をデザインする	
	(4) 社会福祉法人による協働のしくみづくり	
	(5) 課題を抱えた子どもたちへの支援	
7	計画推進にあたっての役割	60

■参考資料

1	用語説明	61
2	社会福祉の変遷と社会福祉協議会の動き	66
3	第6次さっぽろ市民福祉活動計画策定委員会	72



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。これらの変化を受けて、地域では孤独死、社会的孤立、老々介護、ひきこもり、児童虐待、DVなどの問題に加え、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど個人や世帯が抱える問題が複雑・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。

また、長引くコロナ禍の影響により、これまで取り組んできた「ふれあい」・「交流」といった活動に制限が必要となり、支え合いの基盤が弱まりつつある中で、地域から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことにより、問題が深刻化しているケースも増えています。

札幌市社会福祉協議会では、第5次さっぽろ市民福祉活動計画（以下、「前計画」という。）において、『みんなが主役！お互いに支え合うやさしいまちづくりに向けて』を基本理念に、基本目標である『地域を基盤とするコミュニティソーシャルワーク機能の強化』に向けて、地域の課題解決に取り組んでまいりました。前計画期間が令和5年度末をもって終了することに伴い、今日的な地域課題やアフターコロナ等も踏まえながら、福祉のまちづくりを一層推進していくための指針として、令和6年度以降の新たな「さっぽろ市民福祉活動計画」を策定いたします。

● 市民福祉活動計画の推移

期	計画名称	計画期間
第1次	札幌市地域福祉市民活動計画	平成5～11年度（7年間）
第2次	186万人の地域福祉市民活動計画	平成16～20年度（5年間）
第3次	さっぽろ市民福祉活動計画	平成21～23年度（3年間）
第4次	さっぽろ市民福祉活動計画	平成24～29年度（6年間）
第5次	さっぽろ市民福祉活動計画	平成30～令和5年度（6年間）

2 計画の位置づけ

市民福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく組織である社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が策定する、地域住民や社会福祉関係団体等が地域で主体的に進めていく取り組みを盛り込んだ民間の行動計画です。

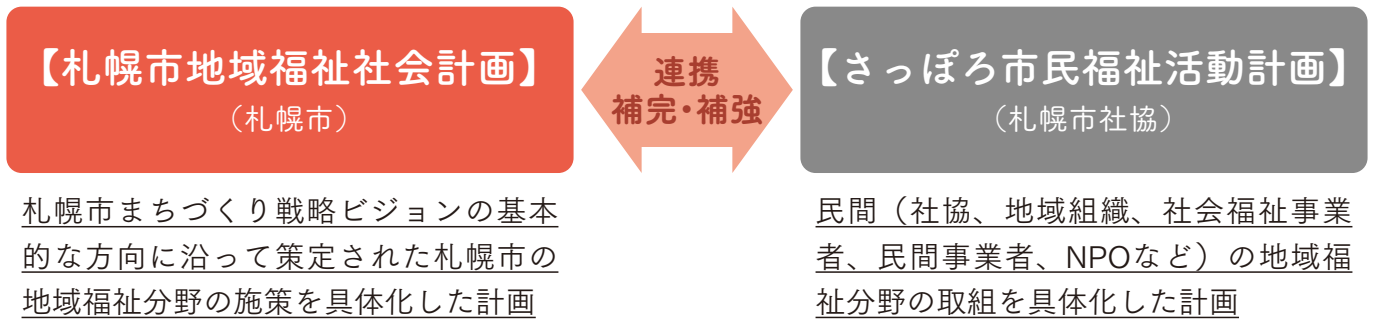
本計画は、札幌市社協、各区社協、各地区社協が、一体的に地域福祉の推進を図るための共通の指針として、全市的視野で策定を進めます。



●札幌市地域福祉社会計画（行政計画）との関係

行政計画である「札幌市地域福祉社会計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。札幌市の総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（R4～R13）」のもとで、地域福祉分野の施策を推進する個別計画に位置づけられています。

「札幌市地域福祉社会計画」と「さっぽろ市民福祉活動計画」は、ともに地域住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあります。



3 計画の期間

「第6次さっぽろ市民福祉活動計画」は、「札幌市地域福祉社会計画2024」と一体的に地域福祉の推進を進めていくため、計画期間を連動させて、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年としています。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や札幌市の動向に応じて、順次、必要な見直しを図ってまいります。

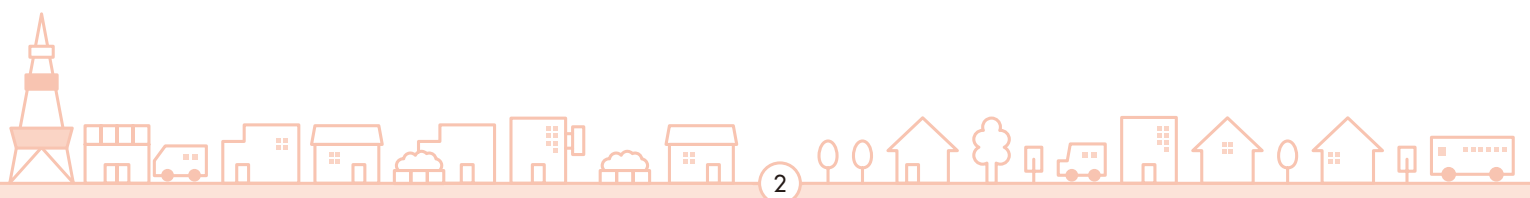
4 計画の推進主体

本計画は、市社協と区社協が中心になり、地区社協、地区福祉のまち推進センター（以下、「地区福まち」という。）をはじめ、地区民生委員児童委員協議会などの地域福祉に関わる関係機関・団体、地域住民、行政等と協働しながら計画的に札幌市全体の地域福祉を進めるものです。

5 計画の進行管理・評価

本計画を単年度の事業計画に具体的に反映していくために、市社協内に進行管理・評価を行う推進体制を整備し、本計画の進捗状況の共有及び進行管理を図ります。

また、本計画の進捗状況を地域福祉活動関係者と共有するための機会を設けます。



6 計画策定の視点

(1) 地域共生社会の実現に向けて

これまでの公的な福祉サービスは、高齢者・障がい者・児童といった対象者ごとに、ニーズに対して専門的なサービスを提供することで対応してきました。しかし、少子高齢化の進行等による家族・地域社会の変容に伴い、地域の生活課題は複雑・多様化しています。このことにより、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じることが難しい課題や、制度の狭間であって解決が困難な課題などが生じています。

このような中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らし・生きがい・地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

地域福祉を推進する中核的な役割を担う社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、「地域共生社会」を実現するための「つながりの機会を増やす、孤立をつくらない取組み」に対する継続的な支援や、「多機関協働やネットワークづくりの推進」への中核的役割、これまでの相談支援の蓄積をいかした「あらゆる相談を受け止める」ことなどを重層的に推進していくことが求められています。

本計画の推進にあたり、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割や機能を発揮するべく、本会の各事業と的確に関連づけ、積極的かつ効果的に実践していきます。

(2) SDGsの理念や目標との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を理念とし、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題解決に取り組むものです。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支えあい、つながりを保つ「地域共生社会」の実現につながります。

本計画に掲げる取り組みや事業を推進するにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



①SDGsの17の目標とロゴ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



②計画に関連する目標



1 貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成する



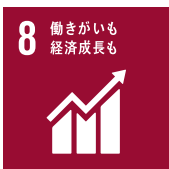
3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



10 人や国の不平等をなくそう
国内及び各国家間の不平等を是正する



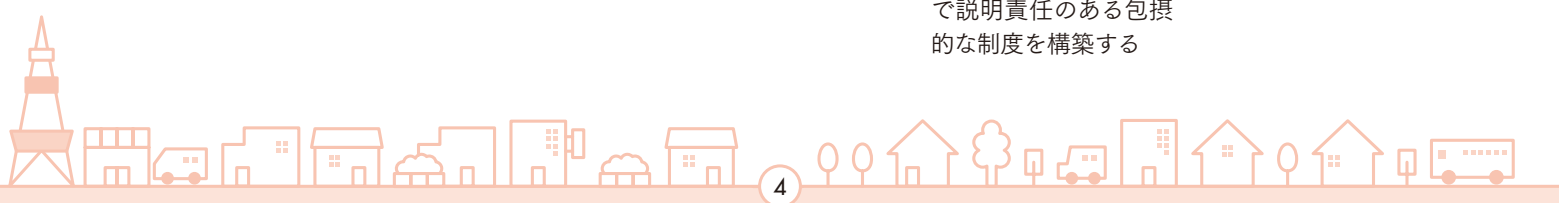
11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第2章 現状と課題

1 札幌市の現状と課題

わが国は、少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、核家族化が進行し、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中、人々の生き方・暮らし方が多様化しています。

札幌市においても高齢者の割合は、前計画策定時の26.3%（平成30年4月1日現在札幌市住民基本台帳）から28.3%（令和5年4月1日現在）と増加し続けており、合計特殊出生率は、1.14（平成30年札幌市の人口動態統計の概況）から1.08（令和3年）と減少しています。単身世帯の割合は、全国同様、年々増加し続けており、家庭における支援機能が低下しているものと考えられます。

また、地域社会からの世帯の孤立が主な要因としてもたらされる孤立死、老々介護、ニート、ひきこもり、ホームレス、ゴミ屋敷といった問題や、認知症高齢者の増加、家庭内での高齢者虐待、児童虐待さらにはDV（家庭内暴力）被害、ヤングケアラー、子育て不安等も増加傾向にあります。

さらに、令和元年度後半から始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との対面してつながることや、地域組織や住民同士の支え合いといった地域福祉活動は大きな制約を受け、雇用環境の悪化や物価高騰等によって、生活に困窮する世帯も増加しています。

このような状況の中、地域では、以下のような複雑・多様化した課題を抱える世帯が、増加していると考えられます。

（1）既存制度だけでは救えない世帯

既存制度だけではなく、既存制度の利用と同時に、見守りや声掛け、生活支援、金銭管理、交流など、既存制度外の支援が必要な世帯

（2）専門的な支援が必要とされる世帯

生活困窮や虐待への対応、身体介護等といった地域住民等による支援だけでは対応が困難な課題を抱える世帯

（3）複数の困りごとを抱える世帯

高齢の親と働いてない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児が同時期に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、様々な課題が複合している世帯



2 第5次さっぽろ市民福祉活動計画の成果と課題

『第5次さっぽろ市民福祉活動計画』の基本理念と基本目標

【基本理念】 『みんなが主役！ お互いに支え合うやさしいまちづくりに向けて』

【基本目標】 地域を基盤とするコミュニティソーシャルワーク機能の強化

アクション	アクションの方向性	主な取組
共感する	地域福祉や地域課題への関心を高めるため、福祉教育や地域課題を知ってもらう活動に取り組みます。（「他人事」から「我が事」として地域住民、福祉施設、企業等の主体的な参加を促す）	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒・学生への福祉教育 2 一般への福祉教育
育成する	札幌の地域福祉力を高めるため、福祉専門職の育成と市民のボランティア活動への参加促進に取り組みます。	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の担い手の育成 2 福祉人材（専門職）の育成
つなげる	課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域の人と人、人と団体、団体と団体などをつなげる事業に取り組みます。	<ol style="list-style-type: none"> 1 地縁組織の連携 2 市民同士の連携 3 多様な機関・団体との連携
支援する	<p>多様化する課題に対し、福祉専門職と主体的に参加する市民が連携する、包括的・総合的な相談・支援に取り組みます。</p> <p>また、災害時に備えた体制づくりにも取り組みます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 見守り・訪問活動の推進 2 交流・生きがいづくりの推進 3 生活支援（家事、除雪、子育て、外出など） 4 権利擁護の推進 5 介護予防の実施 6 介護・看護（高齢者、障がい者等）サービスの実施 7 災害ボランティアセンターの設置・運営
組織を強くする	より多くの方々に地域課題に対する共感を促し、地域福祉活動への参加（実際の活動や寄附等）に結びつけ、活動の基盤（組織）の強化に取り組みます。	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業・団体との連携 2 寄附・賛助会員制度のPR 3 広報活動の強化
チャレンジする	新たな課題に対応・解決するための新たな仕組みを検討し、実際の活動に結びつけます。	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティソーシャルワーク機能（地域支援、個別支援、仕組みづくり）の強化 2 新たな市民参加の仕組みづくり 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり 4 新たな相談支援体制づくり

共感する

地域福祉や地域課題への関心を高めるため、福祉教育や地域課題を知ってもらう活動に取り組みます。（「他人事」から「我が事」として地域住民、福祉施設、企業等の主体的な参加を促す）

1 児童・生徒・学生への福祉教育

【主な成果】

(1) 福祉教育の支援

（車いす、疑似体験セット等）

ボランティア活動機材の貸出件数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
188件	159件	147件	72件	122件	280件

(2) 小学校高学年向け「福祉教育読本」普及啓発

小学校高学年向けふくし読本の配布数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
16,300部	16,300部	17,100部	17,100部	16,800部	15,000部

(3) 教員向け「福祉体験アイデア集」の普及啓発

教員向け福祉教育（ふくし学習）ハンドブックの配布数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
2,100部	2,100部	2,100部	2,100部	2,100部	2,000部

(4) 日常的なボランティア体験の受入整備・情報提供

ボランティア体験施設・団体数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
649か所	672か所	444か所	329か所	334か所	600か所

【取組】 体験機材の貸出件数やボランティア体験受入数等は新型コロナウイルスの影響による落ち込みがあったものの、小学校高学年向けのふくし読本や教員向けのハンドブックを当初の予定よりも増刷して作成・配布した普及啓発を通して、各学校等が取り組む福祉教育の支援を行った。



【ボランティア活動機材の貸出】



【小学校高学年向け「ふくし読本」】

【主な課題】

- (1) 学校における講座の開催数、機材貸出数の伸び悩み
- (2) 日常的なボランティア活動の受入先となる各施設・団体への働きかけと活動者とのマッチング機能の向上

2 一般への福祉教育

【主な成果】

- (1) 障がい当事者講師の派遣

障がい当事者講師の派遣回数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
124回	149回	48回	79回	119回	150回

- (2) 企業等に対するボランティア活動の推進
出張講座の開催回数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
52回	38回	51回	85回	146回	55回

【取組】2021年度には、オンラインやハイブリッド型での講座を導入して開催回数が回復し、「出張講座の開催」については目標値を大きく上回る実績となった。

- (3) 福祉用具の利用促進事業

福祉用具展示ホール利用者数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
6,395人	7,449人	2,834人	1,984人	3,201人	7,200人

【取組】福祉用具展示ホールについては、社会福祉総合センターの休館や行動自粛の影響もあり、大きく目標値を下回る結果となったが、月1回開催していた福祉用具に関するセミナーを動画配信に切り替えるなど、可能な範囲で市民への情報発信に努めた。



【障がい当事者講師の派遣】



【福祉用具展示ホール】

【主な課題】

- (1) 障がい者等講師派遣事業における特定分野（小中学校）への依頼の集中
- (2) 福祉用具展示ホール利用者の減少

育成する

札幌の地域福祉力を高めるため、福祉専門職の育成と市民のボランティア活動への参加促進に取り組みます。

1 地域の担い手の育成

【主な成果】

(1) ボランティア活動センターにおける各種研修の開催

各種ボランティア講座の受講者数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
14,200人	13,263人	3,705人	5,677人	8,937人	11,000人

(2) 「地域見守りサポーター」養成講座の充実

見守りサポーター養成講座の受講者数（累計者数）

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
10,634人	11,289人	11,370人	12,001人	12,901人	20,000人

(3) 市民後見推進事業

市民後見人養成研修の受講者数（累計者数）

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
127人	148人	169人	-	176人	225人

【取組】 地域活動等の喫緊の課題である担い手不足の解消に向けて、2018～2020年度は講座等の実績値を伸ばしてきたが、新型コロナウイルスの影響により、2021年度は講座開催を中止するなど実績は低調となった。



【各種講座の開催】

【主な課題】

- (1) 講座受講者数の減少。また、講座受講者が実際の活動まで結びついていない
- (2) 登録のみとなっているサポーターの増加
- (3) 社会福祉法人の公益的活動や企業のCSR活動と地域活動のマッチング不足
- (4) 地域では何が必要とされているのか、その動向を注視しつつ、柔軟に対応できる取り組みの仕方の検討が必要
- (5) 市民後見人受任後の支援体制の強化

2 福祉人材（専門職）の育成

【主な成果】

- (1) 介護保険サービス事業所の職員の資質向上と制度への市民理解の促進
札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会の会員数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
258事業所	248事業所	239事業所	222事業所	210事業所	240事業所

- (2) 施設職員の資質向上と施設機能のPRの促進
各種セミナー（施設職員向け）の参加者数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
238人	170人	—	動画配信	27人	240人

【取組】新型コロナウイルスの影響により実績としては低調な状況である。中でも施設職員向けの各種セミナーについては、施設でのクラスター発生等により、参集型からオンデマンド配信に切り替えて実施することとした。2022年度には、オンラインでセミナーを開催するなど、工夫しながら事業を展開した。



【札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会の研修会】



【施設職員向けの各種セミナー】

【主な課題】

- (1) 札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会の会員数の減少
(2) ネットワークづくりの一助となるような顔合わせの機会の創出

つなげる

課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域の人と人、人と団体、団体と団体などを繋げる事業に取り組みます。

1 地縁組織の連携

【主な成果】

(1) 地区福祉のまちコーディネート機能強化の実施

指標：地区福まち活動調整員配置地区数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
	42地区	58地区	58地区	70地区	～ 89地区

【取組】身近な地域で住民の困りごとの相談を受け、その解決のための専門機関へのつなぎや、活動者とのマッチング等を行うコーディネート機能の充実に向けて、活動調整員を養成して地区福まちに配置しており、配置地区数は4年間で約79%となった。

(2) 福まち発！地域福祉市民活動フォーラムの開催

指標：フォーラムの参加者数 【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
905人	835人	－	－	518人	～ 1,000人

【取組】新型コロナウイルスの影響を受け、2020、2021年度は開催を中止した。2022年度は開催することができ、コロナ禍での福まち活動、福まち拠点の活用などについて市民にPRする機会となった。



【地区福まち活動調整員の活動】



【市民活動フォーラム】

【主な課題】

- (1) 地区福まちコーディネート機能の取り組み地区の拡大。また、配置地区については、活動調整員の活動状況についての把握、さらなる活動の活性化が求められる
- (2) より多くの市民に福まち活動を知っていただき、また、参加していただくことを念頭に、市民活動フォーラムの内容の精査や新たな周知イベント等も企画・検討していく必要がある

2 市民同士の連携

【主な成果】

(1) 地区福まちと民間事業者等による重層的な見守りの体制づくりに向けた取組

指標：市域・区域ネットワーク会議の開催回数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
12回	4回	6回	11回	12回	12回

【取組】札幌市と見守り協定を締結する事業者が増加している中、市域・区域で地区福まちや専門職、警察、消防との連携の場を設定し、地域での重層的な見守り体制づくりに努めた。

(2) 地区福まち拠点活性化事業の実施

指標：拠点での相談活動地区

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
46地区	45地区	46地区	46地区	48地区	79地区

【取組】新型コロナウイルスの影響を受け、活動拠点に集まることも難しい状況が続いたが、電話相談を継続する地区や、事務局員が集まってコロナ禍での代替事業を検討する地区、新たに電話相談を実施する地区など、可能な範囲での活動に取り組んだ。



【区域ネットワーク会議】



【地区福まち拠点の相談活動】

【主な課題】

(1) 各種団体、企業等との協働ケース不足

(2) 相談活動の実施地区での対応状況・実績等を踏まえながら、地区福まちコーディネート機能強化やフォーラム等の福まち関連事業と連動し、更なる充実を図ることが求められる

3 多様な機関・団体との連携

【主な成果】

(1) ふれあい・いきいきサロン縁結び事業の実施

指標：ふれあい・いきいきサロン登録数 【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
713サロン	718サロン	644サロン	606サロン	564サロン	～ 1,000サロン

【取組】 サロン活動については、新型コロナウイルスの影響で活動を中止・休止するサロンが増え、実績値は大きく目標を下回った。コロナ禍での活動方法として、集まれなくてもつながる取り組みを推奨し、サロン団体への情報提供や、電話や手紙といった取り組みまで助成対象を拡大するなどサロン活動を支援したが、解散するサロンが相次いだ。2022年度には徐々にサロン活動を再開する動きもでてきた。

(2) 社会福祉総合センター管理運営事業

指標：社会福祉総合センターの貸会議室等利用者数 【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
133,804人	186,978人	70,170人	73,037人	122,155人	～ 188,500人

【取組】 新型コロナウイルスの感染拡大による休館やイベントの中止などの影響があったが、オンラインも活用し、感染拡大防止対策を講じながら、可能な限り市民への情報発信を行い、総合センターの認知度の向上に努めた。



【ふれあい・いきいきサロン】



【社会福祉総合センターの貸会議室の利用】

【主な課題】

- (1) 新型コロナウイルスの影響によるサロンの活動控え・立ち上げ控え
- (2) 社会福祉総合センターの利用者増及びさらなる市民の認知度向上

支援する

多様化する課題に対し、福祉専門職と主体的に参加する市民が連携する、包括的・総合的な相談・支援に取り組みます。

また、災害時に備えた体制づくりにも取り組みます。

1 見守り・訪問活動の推進 ※再掲【つなげる】1 地縁組織の連携

2 交流・生きがいづくりの推進

【主な成果】

(1) ボランティア登録の促進及びコーディネート機能の強化

指標：ボランティア登録者数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
1,910人	2,232人	2,317人	2,104人	2,014人	~ 2,200人

指標：ボランティア登録団体数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
609団体	594団体	578団体	558団体	543団体	~ 653団体

【取組】2021年度には登録者数が減少したものの、コロナ禍以前の2020年度までは増加している。



【ボランティア活動】



【ボランティア入門講座】

【主な課題】

学生、企業等の新たな活動者層の更なる増加

3 生活支援（家事、除雪、子育て、外出等）

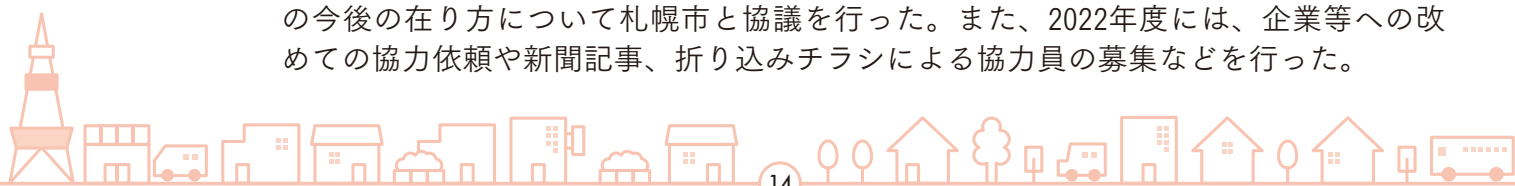
【主な成果】

(1) 福祉除雪事業

指標：福祉除雪地域協力員の登録数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
3,368人	3,386人	3,324人	3,435人	3,584人	~ 4,000人

【取組】間口除雪が不要となる市の新しい除雪（日中除雪）の試行実施も踏まえて、福祉除雪の今後の在り方について札幌市と協議を行った。また、2022年度には、企業等への改めでの協力依頼や新聞記事、折り込みチラシによる協力員の募集などを行った。



(2) 地域支え合い有償ボランティア事業

指標：ほっ・とプラザ協力員会員数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
539人	537人	505人	485人	505人	~ 660人

【取組】 コロナ禍においても、会員のスキルアップ研修を行うとともに、登録説明会の継続開催、出張講座をはじめ、会員の資質向上・増員及び事業の周知を行ってきた。



【福祉除雪地域協力員の活動】



【ほっ・とプラザお出かけ同行研修】

【主な課題】

- (1) 福祉除雪地域協力員の不足、制度維持が困難
- (2) 新型コロナウイルスの影響によるほっ・とプラザ会員数及び活動数の減少

4 権利擁護の推進

【主な成果】

(1) 日常生活自立支援事業の推進

指標：日常生活自立支援事業の生活支援員登録数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
235人	176人	183人	187人	138人	~ 350人

【取組】 新型コロナウイルスの影響により、生活支援員の登録更新のために受講が必要となる研修の開催回数が減少したため、2年毎の登録更新期間を1年延長した。活動休止や登録抹消はあったものの、登録者数は2019~2021年度の間で増加している。

(2) 成年後見制度利用支援事業

指標：後見人等報酬助成及び申立書類の提出件数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
102件	125件	129件	276件	366件	~ 191件

【取組】 成年後見制度利用支援については、相談や連絡調整の件数が年々増加している中、2021年7月からの報酬助成の対象拡大や審判請求費用の助成が開始され、更に申請件数等が増加している。また、札幌市成年後見推進センターの開設により、制度の周知や利用促進が図られている。



【生活支援員の登録研修】



【札幌市成年後見推進センターの相談会】

【主な課題】

- (1) 日常生活自立支援事業の利用拡大と既存利用者への適切な支援に向けた生活支援員の確保や成年後見制度への移行支援
- (2) 成年後見制度利用支援に関する相談や連絡調整業務の増加による職員体制の検討

5 介護予防の実施

【主な成果】

- (1) 介護予防センターの運営事業

指標：介護予防教室・地域介護予防活動支援・専門職との連携業務の回数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
935回	976回	463回	558回	1,032回	～ 488回

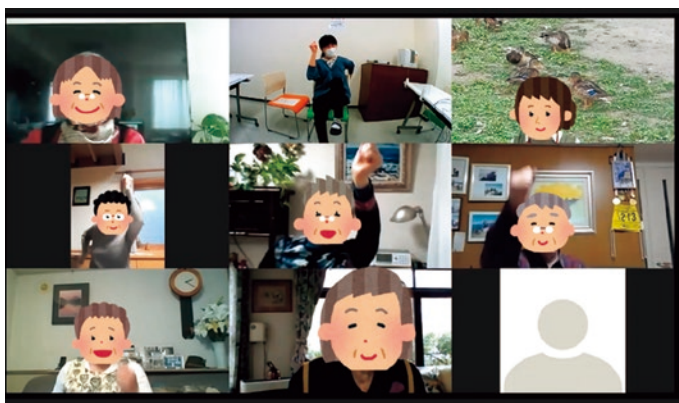
【取組】感染対策を講じてオンラインも活用しながら介護予防教室を開催するなど、介護予防の普及・啓発に努めた。

- (2) 老人福祉センター管理運営事業

指標：老人福祉センターの来館者数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
487,502人	441,339人	50,322人	75,309人	169,608人	～ 509,000人

【取組】新型コロナウイルスの影響により、臨時休館や再開後の利用制限があったが、様々な感染対策を講じ、単発の講座など新メニューにも取り組んだことから、2021年度の来館者数は前年度を上回った。



【オンラインを活用した介護予防教室】



【老人福祉センターの講座】

【主な課題】

- (1) 新型コロナウイルスの影響によるフレイルの進行を踏まえた介護予防の普及・啓発
- (2) 新型コロナウイルスの影響による老人福祉センターの利用者数の減少

6 介護（高齢者・障がい者等）サービスの実施

【主な成果】

(1) 居宅介護支援事業

指標：居宅介護支援サービスの利用者数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
43,668人	43,748人	41,116人	40,115人	39,793人	～ 42,360人

【取組】 2020年からの新型コロナウイルスの感染拡大により利用者のサービス控えが影響し、ケアプラン作成数が減少した。その中で直接利用者や病院訪問が出来ない期間においては、ICTを駆使しリモートによる面談や会議等を積極的に行いケアプラン作成及び支援に努めることが出来た。

また、自宅での看取りを選ばれる利用者の増加に伴い、医療との連携を強めていった。

(2) 訪問介護事業

指標：訪問介護サービスの利用者数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
33,915人	32,623人	29,961人	28,740人	27,097人	～ 29,355人

【取組】 介護人材確保に向けて、オール社協でPR活動を実施。養成校への訪問による協力依頼、PR動画作成、インスタグラム開設等、積極的な取り組みを展開。

また、業務効率化を目的としてスマートフォンを使用したICTシステムを導入した。



【利用者への支援】

【主な課題】

新型コロナウイルスの影響による利用控え等の影響により、実績が減少している状況。特に訪問介護については、コロナ禍以前から人材不足や職員の高齢化による厳しい経営状態

7 災害ボランティアセンターの設置・運営

【主な成果】

(1) 市・区災害ボランティアセンターの推進

指標：災害時支え合い講座の受講者数【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
940人	403人	9人	14人	28人	~ 800人

【取組】コロナ禍前までは、市民に災害時の支え合い活動について知ってもらうための講座を開催し、多くの方に参加いただいていたが、新型コロナウイルスの影響により受講者数が大幅に減少した。そのような中、2021年度には、南区で市・区社協職員やボランティア、一般市民の参加による「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を区域で初めて開催するなど、発災時の円滑な支え合い体制づくりに備えた。



【災害ボランティアセンター設置・運営訓練（南区）】

【主な課題】

市民及び本会職員への災害に対する危機意識、災害時の行動等についてのさらなる周知啓発

組織を強くする

より多くの方々に地域課題に対する共感を促し、地域福祉活動への参加（実際の活動や寄附など）に結びつけ、活動の基盤（組織）の強化に取り組みます。

1 企業・団体との連携

【主な成果】

指標：企業・団体との協働による事業展開の推進（協働事業分野数）

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
4	4	5	6	7	8

【取組】企業・団体との協働による事業展開の推進を目的に、これまで各部署で取り組んできた企業との協働事業を分類して一覧化することで、協働内容やノウハウを活用して、更なる企業との協働事業の増加を図った。



【企業の社会貢献で障がい者就労の応援（コラボ商品開発）】



【企業とのコラボ（災害ボランティアセンター相互協定）】

【主な課題】

企業・団体との協働事業分野の拡大

2 寄附・賛助会員制度のPR

【主な成果】

指標：賛助会員の実績（個人・団体の加入数）

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
300	289	316	304	324	340

【取組】コロナ禍において対面での活動が制限されていることから、寄附・会費についてもオンライン決済（クレジットカード決済含む）の導入を進めた。



【主な課題】

各部門が連携し、組織一体となった寄附・賛助会員の拡大（自主財源の確保）

3 広報活動の強化

【主な成果】

【取組】 広報活動の強化として、社協のお仕事PR動画をはじめ、各事業の紹介動画等を作成し、様々なイベントで上映したほか、チカホでの社協PRイベントの開催や、各区域においても各部署が連携してイベント、パネル展等を実施し、積極的に社協のPR活動を展開した。



【チカホでの札幌市社協PRイベント】

【主な課題】

広報活動の強化（SNS等新たな広報ツールの活用）

チャレンジする

新たな課題に対応・解決するための、新たな仕組みを検討し、実際の活動に結びつけます。

1 コミュニティソーシャルワーク機能の強化 ～「地域支援」、「個別支援」、「仕組みづくり」の強化～

【主な成果】

(1) コミュニティソーシャルワーク機能の強化

指標：コミュニティソーシャルワーク機能の強化取組指定地区数

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
68地区	80地区	85地区	87地区	89地区	89地区

【取組】毎年度、区社協ごとに強化取組指定地区を定めて、PDCAサイクルによる地域福祉活動のマネジメントを行い、計画的に各地区福まちの活動支援を行ってきた。地区ごとの課題解決に向けて、さらに踏み込んだ活動支援につなげている。

また、福まち活動調整員の養成・配置・フォローアップを継続的に行い、地区福まちのコーディネート機能の強化に努めた。

【主な課題】

コロナ禍を経て、新たに浮き彫りになった地域課題も多く、個別支援、地域支援、仕組みづくりといったコミュニティソーシャルワーク機能の実践の積み上げと手法の体系化による強化が必要

2 新たな市民参加の仕組みづくり

【主な成果】

(1) 高齢者等のやりがい・生きがい探し支援

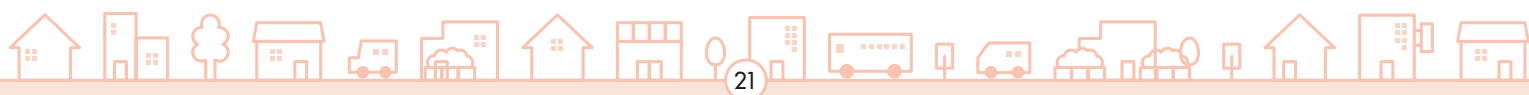
指標：地域介護予防活動支援【新型コロナウイルスの影響大】

2018(H30)	2019(R 1)	2020(R 2)	2021(R 3)	2022(R 4)	目標値2023(R 5)
416件	452件	164件	160件	429件	162件

【取組】新型コロナウイルスの感染拡大による活動自粛の広がりにより、2020～2021年度の期間は地域の介護予防活動も大きな影響を受けたが、リモートや配信など、在宅でも可能な新たな活動の模索により、目標数値を達成することができた。

【主な課題】

- (1) 元気な高齢者が増えていることから、今後「介護予防」のニーズはさらに広がっていくことが予想され、活動の拡大に伴う支援の充実化が求められる
- (2) さまざまな世代を対象とした「就労」、「住まい」、「学習」等、多様な社会参加のための支援スキームを構築する必要がある



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

【主な成果】

【取組】「札幌市成年後見制度利用促進基本計画2021～2023年度」が策定され、2022年（令和3年）3月から中核機関である「札幌市成年後見推進センター」運營業務を札幌市から受託し、関連団体と連携した事業の周知・啓発活動等を展開している。

【主な課題】

「札幌市成年後見推進センター」は開設から2年を経過したが、さらにより多くの市民に成年後見制度や相談場所について知っていただくよう、さらなる周知・啓発が必要

4 新たな地域福祉活動の拠点・居場所の調査研究（新たな相談支援体制づくり）

【主な成果】

【取組】2018年度に民家を活用した地域密着型通所介護「まもりんガーデン澄川」を開始。所在地は南区のため、南区や隣接の豊平区の利用者に利用していただいている。年2回開催する運営推進会議では、地域の現状を把握し、事業所として地域づくりに協働できることをPRしている。さらに、町内会には回覧板を活用して移動スーパーについても地域への周知案内を続け、また2022年からは地域の高等支援学校からのボランティア受入など連携を深めている。



【主な課題】

- (1) 「まもりんガーデン澄川」については、拠点周辺の住民へのさらなる周知及び利用者の拡大
- (2) その他、新たな地域福祉活動拠点の開拓・居場所の拡大

3 計画推進上の課題

前計画に基づき、各取り組みを推進してきましたが、新型コロナウイルスの影響によって、計画どおり推進できない事業が多かったこと、また、地域福祉活動に参加する機会や交流機会の減少、閉じこもりによるフレイルの進行といったコロナ禍による新たな課題を踏まえた上で、地域福祉活動のリスタート及び持続可能な地域福祉活動に向けて、改めて以下の課題解消に取り組みます。

(1) 「地域社会との関係の希薄化」、「地域社会への関心の低下」

単身世帯の増加やライフスタイルの変化等の影響により、地域社会との関わりが希薄になって、社会的に孤立する世帯も増えており、地域での助け合い活動を推進する上で課題となっています。また、地域社会・地域課題や地域を支えることへの関心も低くなっています。

(2) 「担い手不足」、「参加する機会不足」

地域を支える人材について、地域活動者の高齢化等による地域活動の担い手不足が課題として挙げられます。

コロナ禍による活動控えや機会の減少もあり、市民をはじめ団体・企業等のボランティア活動の推進と機会の創出が必要となります。

また、専門職として地域を支える福祉人材の育成も課題となっています。

(3) 「連携不足」、「情報不足」

複雑・多様化する課題の解消や担い手不足の解消として、地域住民と福祉専門職の連携、福祉と医療、福祉と法律関係等の連携など、様々な機関・団体が有機的につながる仕組みが不足していることが課題となっています。

必要な人（高齢者等）に必要な情報（利用可能な制度など）が届いていない、個人情報への活用が効果的に行われていないといった情報共有のあり方も課題として挙げられます。

(4) 「課題の多様化・複雑化・潜在化」

困りごとを抱えていても適切な機関につながっていない世帯や、複雑かつ専門的な課題、制度の狭間にある課題を抱える世帯が増加し、さらにコロナ禍によって困りごとを抱えている世帯が潜在化している状況にあります。これら多様化している課題に対し、あらゆる困りごとを受け止める体制や、新たな資源の創設、支援体制の強化が必要となっています。

また、災害発生時に備えた支援体制の整備も課題となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『**住み慣れた地域で、みんなが主体的に参加し、
つながり、支え合って暮らせるやさしいまち**』

本計画では、誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らし続けるために、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現と、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を目指した国際目標の「SDGs」の達成を念頭に、世代や背景を超えてお互いに認め合い、仕事や趣味で長年培った知識や経験を身近な地域で活かして、支え合いながら、心豊かに暮らすことができるやさしいまちづくりを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を定めます。

- (1) 地域を支える人づくり（人材育成）
- (2) 多様な主体の連携・協働による支え合いの環境づくり（地域支援）
- (3) 困りごとに寄り添い、みんなが安心して生活し続けられるための体制づくり（個別支援）
- (4) みんなが参加・参画できる新たなしくみづくり（仕組みづくり）

担い手の確保や福祉人材の育成（人材育成）、制度外サービスの開発、地域住民との活動調整など、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり（地域支援）、支援を必要とする人に寄り添い、関係機関と密接な連携により課題の解決を支援する（個別支援）、分野を超えた専門職等の連携による包括的・総合的な相談・支援体制づくり（仕組みづくり）に向けて、コミュニティソーシャルワーク機能を充実・強化して、お互いに支え合うやさしいまちづくりを進めます。

3 6つのアクション

基本理念と基本目標を達成するため、課題に対応する6つのアクションに取り組みます。

(1) 共感する

地域福祉や地域課題への関心を高めるため、福祉教育や地域課題を知ってもらう活動に取り組み、地域住民、福祉施設、企業等の主体的な参加を促進します。

(2) 育成する

新たな地域福祉の担い手確保に向けて、対象に合わせた研修メニューを準備し、市民をはじめ団体・企業等のボランティア活動の推進と福祉人材（専門職）の育成に取り組みます。

(3) つなげる

課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域の人・団体・法人などをつなげて、支え合いの環境づくりに取り組みます。

(4) 支援する

多様化・複雑化する課題（困りごと）に対し、福祉専門職と主体的に参加する市民が連携して、包括的・総合的な相談・支援体制を構築し、課題解決に取り組みます。

合わせて、災害時にも備えた体制づくりに取り組みます。

(5) 組織を強くする

より多くの方々に地域課題に対する共感を促し、様々な形での地域福祉活動への参加（実際の活動や寄附など）に結びつけ、活動の基盤（組織）の強化に取り組みます。

(6) チャレンジする

担い手不足や課題の複雑・複合化などの今日的な課題に対応するため、解決への過程（プロセス）を重視しながら、市民や企業等みんなが参加しやすい新たな仕組みづくりを進めます。



4 第6次さっぽろ市民福祉活動計画の体系

【基本理念】

『住み慣れた地域で、みんなが主体的に参加し、つながり、支え合って暮らせるやさしいまち』

【基本目標】

1 地域を支える人づくり

人材育成

2 多様な主体の連携・協働による支え合いの環境づくり

地域支援

3 困りごとに寄り添い、みんなが安心して生活し続けられるための体制づくり

個別支援

4 みんなが参加・参画できる新たなしくみづくり

仕組みづくり

6つのアクション	アクションの方向性
共感する	地域福祉や地域課題への関心を高めるため、福祉教育や地域課題を知ってもらう活動に取り組み、地域住民、福祉施設、企業等の主体的な参加を促進します。
育成する	新たな地域福祉の担い手確保に向けて、対象に合わせた研修メニューを準備し、市民をはじめ団体・企業等のボランティア活動の推進と福祉人材（専門職）の育成に取り組みます。
つなげる	課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域の人・団体・法人等をつなげて、支え合いの環境づくりに取り組みます。
支援する	多様化・複雑化する課題（困りごと）に対し、福祉専門職と主体的に参加する市民が連携して、包括的・総合的な相談・支援体制を構築し、課題解決に取り組みます。 合わせて、災害時にも備えた体制づくりにも取り組みます。
組織を強くする	より多くの方々に地域課題に対する共感を促し、様々な形での地域福祉活動への参加（実際の活動や寄附など）に結びつけ、活動の基盤（組織）の強化に取り組みます。
チャレンジする	担い手不足や課題の複雑・複合化などの今日的な課題に対応するため、解決への過程（プロセス）を重視しながら、市民や企業等みんなが参加しやすい新たなしくみづくりを進めます。

主な取組

1 児童・生徒・学生への福祉教育



小学校での認知症サポーター養成講座

2 多様な主体への福祉教育



車いす介助講習会

1 地域の担い手の育成



企業による除雪ボランティア

2 生活支援の担い手（団体・企業）の育成



福祉人材の育成

3 福祉人材（専門職）の育成

1 地縁組織・各種団体の連携



地域福祉市民活動フォーラム

2 市民同士の連携



福まち活動調整員養成講座（拠点訪問）

3 多様な機関・法人・企業等との連携

1 見守り・訪問活動の推進



見守り・訪問活動

2 交流・生きがいのづくりの推進

3 生活支援（家事、除雪、子育て、外出等）

4 権利擁護の推進

5 介護予防の実施

6 介護（高齢者・障がい者等）サービスの実施

7 災害ボランティアセンターの設置・運営



子育てサポートセンター講習会

1 企業・団体との連携



赤い羽根共同募金運動

2 寄附・賛助会員制度のPR



広報活動「スタッフジャンパーの作成」

3 広報活動の強化

1 コミュニティソーシャルワーク機能の強化

2 市民が参加する新たな機会の創出

3 企業の特徴を活かした社会貢献をデザインする



セブン-イレブンからの物品寄贈（子ども食堂）

4 社会福祉法人による協働のしくみづくり

5 課題を抱えた子どもたちへの支援



買い物支援のしくみづくり.....

5 SDGsとの関係

アクション	主な取組	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
共感する	1 児童・生徒・学生への福祉教育 2 多様な主体への福祉教育			○	○	○		○	○	○	○
育成する	1 地域の担い手の育成 2 生活支援の担い手（団体・企業）の育成 3 福祉人材（専門職）の育成			○	○		○	○	○	○	○
つなげる	1 地縁組織・各種団体の連携 2 市民同士の連携 3 多様な機関・法人・企業等との連携	○		○	○		○	○	○	○	○
支援する	1 見守り・訪問活動の推進 2 交流・生きがいがづくりの推進 3 生活支援（家事、除雪、子育て、外出等） 4 権利擁護の推進 5 介護予防の実施	○		○	○		○	○	○	○	○
組織を強くする	6 介護（高齢者、障がい者等）サービスの実施 7 災害ボランティアセンターの設置・運営 1 企業・団体との連携 2 寄附・賛助会員制度のPR 3 広報活動の強化	○	○	○	○		○	○	○	○	○
チャレンジする	1 コミュニティソーシャルワーク機能の強化 2 市民が参加する新たな機会の創出 3 企業の特徴を活かした社会貢献をデザインする 4 社会福祉法人による協働のしくみづくり 5 課題を抱えた子どもたちへの支援	○	○	○	○		○	○	○	○	○

第4章 具体的な取り組み

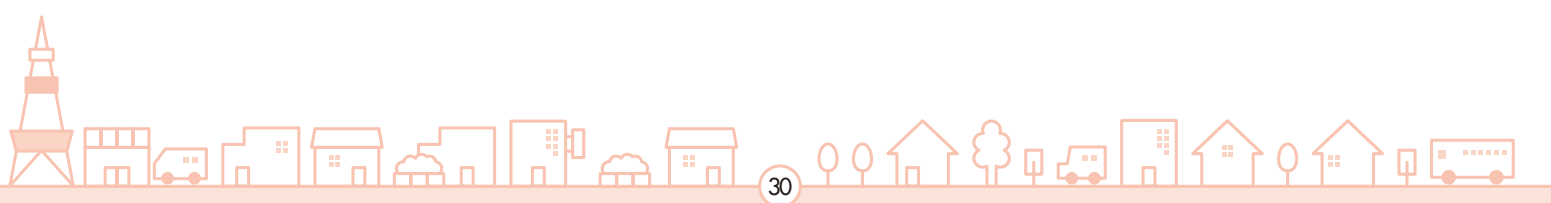
1 共感する

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
1 児童・生徒・学生への福祉教育				
(1)福祉教育の支援	<p>社会福祉協力校事業の指定校促進と福祉体験用具の貸出、講座開催に係る講師の派遣調整を行い、学校が行う福祉教育を支援します。</p> <p>また、教育行政、福祉行政の各機関や関係団体を通じて福祉教育支援のための広報・啓発を継続して実施します。</p> <p>なお、一般に対しては、企業・団体等が自主的に実施する研修会への講師紹介、福祉用具貸与による全般的な支援を行い、出張講座においては活動実践者との調整により具体的に組み込んでいただけるようアドバイスを行うとともに、住民組織に対しても、その対象・目的に応じた講座開催への全般的な支援を実施します。</p>	R 6	R 7	R 8
		《協力校》 363校	366校	369校
		《福祉用具貸出》 160件	210件	270件
		《出張講座》 65回	68回	71回
		R 9	R10	R11
		372校	375校	378校
280件	290件	300件		
74回	77回	80回		
(2)小学校高学年向け「福祉教育副読本」普及啓発	<p>ボランティア活動への参加や、高齢者や障がいのある方が少しでも安心して暮らせるまちづくりの一助となるよう、みんなでともに考えるきっかけづくりとして「小学校高学年向けふくし読本」を毎年配布し、福祉の普及・啓発を小・中学校等を対象とする社会福祉協力校事業とも連携して進めます。</p> <p>※児童数は今後減少する見込みであるため作成部数の増減なし（児童数の減少傾向によって部数作成数を見直し）</p>	R 6	R 7	R 8
		《配布数》 15,000部	15,000部	15,000部
		《回数》 年度内1回	年度内1回	年度内1回
		R 9	R10	R11
		15,000部	15,000部	15,000部
		年度内1回	年度内1回	年度内1回



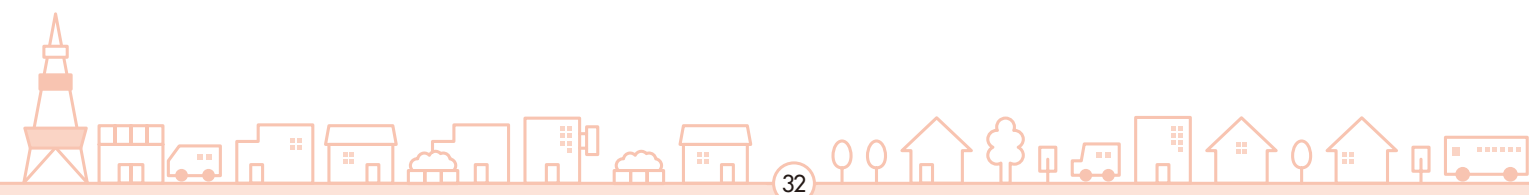
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(3)教員向け「福祉体験アイデア集」の普及啓発	「福祉教育副読本」を利用した授業の実施を支援し、より理解が促進されるよう教員向けのハンドブックを整備し各校に配布します。	R 6	R 7	R 8
		《配布数》 2,100部 《回数》 年度内1回	2,100部 年度内1回	2,100部 年度内1回
		R 9	R10	R11
		2,100部 年度内1回	2,100部 年度内1回	2,100部 年度内1回
(4)小・中学生の描く「人にやさしい福祉のまちづくりポスター」展の開催	児童・生徒が助け合いやボランティアをより身近に感じ、地域福祉に対する意識を育てるきっかけとなるよう、「人にやさしい福祉のまちづくり」をテーマにポスターのコンクール及び作品展等を開催します。入賞作品を様々な広報媒体に活用して、若い世代への福祉啓発につなげます。	R 6	R 7	R 8
		《小学校》 34校 《中学校》 12校	36校 14校	38校 16校
		R 9	R10	R11
		40校 18校	42校 20校	44校 21校
(5)日常的なボランティア体験の受入整備・情報提供	ボランティア体験活動をきっかけとして日常的な活動につなげていただくよう、ボランティアの受入れ先の確保・全体調整をはかり、ホームページを主とする広報媒体によって、ボランティアの情報提供を継続して実施します。	R 6	R 7	R 8
		《施設等箇所数》 860か所	865か所	870か所
		R 9	R10	R11
		875か所	880か所	885か所
(6)未来の地域福祉の芽を育む ～やさしい心をはぐくむ こころみ～	若い世代が地域福祉への関心を高めることを目的に、ボランティアや地域福祉活動への参加の橋渡しを行います。 また、学生などの若い世代と地域活動者が地域でのボランティア活動や地域課題などについて情報交換ができる場づくりに取り組みます。 各施設・団体等から提供されたボランティア体験メニューを一覧化してホームページ上にアップし、スマートフォンからいつでも検索できるようQRコードを掲載したチラシを作成して、各学校へ周知します。	R 6	R 7	R 8
		《V体験人数》 100人	120人	140人
		R 9	R10	R11
		160人	180人	200人

レベルアップ



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
2 多様な主体への福祉教育				
(7)障がい者等講師派遣事業の充実	障がいのある方が講師となり、自身の障がいや体験等を話すことで、学校や企業、地域で障がい者に対する理解がより深まり、一層の社会参加が促進され、ノーマライゼーションの理念が浸透するよう、当事者講師を養成し派遣します。	R 6	R 7	R 8
		《派遣回数》 120回	125回	130回
(8)福まちウィーク事業の実施	福まち事業の開始から30年が経過することを踏まえて、地域福祉活動の必要性や地区福まちの取組状況を多くの市民や関係機関・団体等に理解いただくため、毎年、9月第3週の「福まちウィーク」において、福まち活動の動画などを用いた広報啓発活動を実施します。	R 6	R 7	R 8
		《広報啓発活動》 年1回	年1回	年1回
(9)企業等に対するボランティア活動等の促進	ボランティア活動を含む地域福祉活動を促進するため、企業や商業施設・店舗の貢献活動がますます期待されています。『地域見守りサポーター』や『こども110番』を例に、当該事業提唱の主管部署とも連携し働きかけます。 また、ボランティア活動やフィランソロピー（奉仕的活動や自主的に社会問題解決に取り組むこと）に関心のある企業等の意向に応じて出張講座を中心に学ぶ機会の全般支援を実施します。 併せて、企業の職員向けに様々な地域活動のリスト等を掲載したチラシを作成し、札幌商工会議所を通じて会員企業19,000社及び賛助会員企業に周知し、本業を活かした地域貢献活動を応援します。 【活動例】 福祉除雪地域協力員、生活応援ボランティア、災害ボランティア、ほっ・とプラザ協力員、民生委員・児童委員、日常生活自立支援事業支援員、市民後見人 等	R 6	R 7	R 8
		《要請件数》 55件	55件	55件
レベルアップ		R 9	R10	R11
		55件	55件	55件
		R 6	R 7	R 8
		《企業向けチラシの作成・周知》	→	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(10)地区福まち活動の情報発信の強化 <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">レベルアップ</div>	地区福まちの活動状況や全市的な動向などを定期的に社協ホームページへ掲載することにより、地区福まちの活動者はもとより、一般市民等に対する福まち情報の充実を図ります。 また、SNS（LINE、インスタ等）や動画配信も積極的に活用して、若年層等対象者に合わせた情報発信を行い、福まち活動の認知度強化を図ります。	R 6	R 7	R 8
		《各区社協・地区福まちの取組み》 各区毎月更新 《SNS活用準備》	→	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→
(11)共同募金委員会との連携	ポスターやリーフレットだけでなく、マスコミ、SNS等の広報媒体も活用し、赤い羽根共同募金の使いみちを、誰にでもわかりやすく周知・広報することにより、共同募金をより身近に感じていただき、募金活動の拡充・拡大につなげていきます。 地域組織への募金活動の働きかけを強化し、長年続いている戸別募金の減少に歯止めをかけます。			
(12)福祉用具利用促進事業	在宅の高齢者、障がい者の自立促進と介護者の負担軽減を図るため、相談員を配置して、福祉用具や介護用品に関する情報を提供します。 また、福祉用具の有効活用を目的に、不要になった福祉用具のリサイクル事業を実施します。 そのほか、福祉用具関連企業と連携し、毎月第2土曜日に福祉用具関連セミナーや年1回、大規模な福祉用具機器展示会（ふく展）を開催して、幅広い市民への広報活動に努めます。	R 6	R 7	R 8
		《土曜セミナー》 年10回 250人 《ふく展来場者》 1,000人	年10回 250人 1,100人	年10回 250人 1,200人
		R 9	R10	R11
		年10回 250人 1,300人	年10回 250人 1,300人	年10回 250人 1,300人



2 育成する

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
1 地域の担い手の育成				
(1) ボランティア活動センターにおける各種講座の開催	様々な地域からの要望に対応するボランティア活動者を中心に、地域におけるボランティア活動の普及・啓発がより促進され、市民活動として定着するよう活動者の支援をはじめ、多種多様な講座を開催します。	R 6	R 7	R 8
		《講座数・受講者数》 110回・1,000人 《出張数・受講者数》 150回・8,000人	115回・1,100人 150回・8,000人	120回・1,200人 150回・8,000人
(2)「地域見守りサポーター」養成講座の充実	見守り活動により多くの市民参加を促進するため、企業や学校、老人クラブなど、幅広い組織・団体に対して、見守りに対する理解を深めてもらうための講座を引き続き実施します。オンラインを活用した講座も行い企業・団体の参加促進につなげます。	R 6	R 7	R 8
		《サポーター数》 15,000人	16,000人	17,000人
(3) ボランティア大学の実施	ボランティア活動を継続していくための必要な知識・技術、テクニックを多角的に学び、修了後はボランティア活動のリーダーとして期待される活動人材を育成します。	R 6	R 7	R 8
		《受講者数》 15人	20人	25人
(4) ボランティア活動者の支援	札幌市ボランティア連絡協議会等を通じて各区のボランティア連絡会加入者に対して活動に関する情報提供やセミナー啓発など必要に応じた支援活動を実施します。	R 9	R10	R11
		30人	35人	40人
(5) 介護サポートポイント事業	65歳以上の介護認定を受けていない札幌市民対象の当事業を札幌市の委託を受けて実施しています。 活動には登録が必要ですが、活動者自らの健康を維持するため、同じシニア世代の立場から介護施設等でのボランティア活動をすることによってポイントが付与され、生き生きとした毎日を過ごしていただくことを目的として実施します。	R 6	R 7	R 8
		《施設数》 230施設 《登録者数》 1,700人	230施設 1,720人	230施設 1,740人
		R 9	R10	R11
		240施設 1,760人	240施設 1,780人	240施設 1,800人

● ニーズに応じた支援を継続



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(6)老人福祉センターを拠点としたボランティア活動の推進	<p>ボランティア活動に関するパンフレットや案内チラシの常備、ポスターの掲示によるボランティアコーナーを老人福祉センターに設置し、センター利用者への情報提供や周知の拡大を図ります。また、区社協とも連携し、センターを拠点とした、ボランティアに関心のある方へのボランティア講座や相談会を開催します。</p> <p>※主にボランティア初心者を対象とした、ボランティア入門編</p>	R 6	R 7	R 8
		《研修受講者数》		
		200人	220人	240人
		R 9	R10	R11
		260人	280人	300人
(7)シニアの社会参加の促進～老人福祉センター等におけるシニアボランティア講座の開催	<p>老人福祉センター利用者を対象としたシニア向けボランティア講座（傾聴や車いす操作等）を開催します。地域社会において必要とされるボランティアの現状や役割について知識を深めるとともに、地域福祉の担い手の養成や振興・普及を支援します。また、これにより高齢者の社会参画の促進も目指します。</p> <p>※主にボランティア活動中の経験者を対象とした応用編</p>	R 6	R 7	R 8
		《講座受講者数》		
		200人	220人	240人
		R 9	R10	R11
		260人	280人	300人
(8)市民後見推進事業	<p>成年後見制度の新たな担い手である市民後見人を育成するための養成研修、札幌市へ登録された後見人候補者のフォローアップ研修を開催します。</p> <p>また、市民後見人が家庭裁判所から選任されるまでの調整や、選任後の活動を支えるため、支援体制の充実を図り、関係機関等との連携を通して、制度の総合的な推進を図ります。</p>	R 6	R 7	R 8
		《研修受講者数》		
		218人	238人	258人
		R 9	R10	R11
		278人	298人	318人

2 生活支援の担い手（団体・企業）の育成

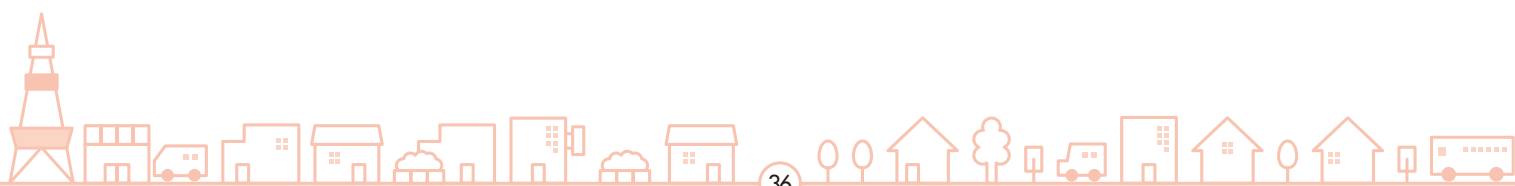
(9)生活支援体制整備事業（第1・2層運營業務）	<p>介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者に対する生活支援の充実を図るため、区単位に配置される第1層コーディネーター、地域包括支援センター担当区域に配置される第2層コーディネーターが中心となって、地域資源の把握・開発、生活支援ニーズの把握・共有、担い手の育成・発掘、協議体の設置・運営などに積極的に取り組み、住民主体の活動の推進や、多様な主体との連携による地域で支え合う体制づくりをより推進します。</p>	R 6	R 7	R 8
		市協議体 2回	2回	2回
		1層協議体 20回	20回	20回
		2層協議体 年3回以上	〃	〃
<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px; border-radius: 10px; display: inline-block;">レベルアップ</div>		R 9	R10	R11
	2回	2回	2回	
	20回	20回	20回	
	〃	〃	〃	

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
3 福祉人材（専門職）の育成				
(10)介護保険サービス事業所等の職員の資質向上と制度への市民理解の促進	市民への介護保険制度の理解促進、介護関係職員の資質向上を図ることを目的に、ネットワークづくりや各種研修会、市民向け講演会の実施などを通して、介護保険サービス事業所連絡協議会の運営を支援するとともに、介護支援専門員連絡協議会等の団体との連携を進めます。	R 6	R 7	R 8
		《会員数》 200	200	200
		R 9	R10	R11
		200	200	200
(11)施設職員の資質向上と施設機能のPRの促進	幅広い福祉人材の育成を目指し、高齢者、障がい者、児童養護、母子、保育及び救護などの社会福祉施設と連携し、合同セミナー等を開催して、職員の資質向上に協力するとともに、分野を超えた福祉施設間のネットワークづくりに取り組みます。	R 6	R 7	R 8
		《セミナー等参加》 200人	200人	200人
		R 9	R10	R11
		200人	200人	200人
(12)介護人材の育成	有資格者を対象とした介護の基本技術を学ぶ講座や、ホームヘルパーの仕事に関心がありながら、働くことに不安のある方、「もう一歩」を踏み出せないでいる方、そして資格を取得してからブランクがある方などを応援する講座を開催して、介護人材の育成に取り組みます。	R 6	R 7	R 8
		《身体介護講座》 年3回	年3回	年3回
		《ヘルパーのおしごと講座》 年2回	年2回	年2回
		R 9	R10	R11
		年3回	年3回	年3回
		年2回	年2回	年2回
(13)社協職員の資質向上	「人材育成基本方針」に基づき、OJT、Off-JT、SDS（自己啓発）等の方式の組み合わせによる効果的かつ体系的な各種職員研修の実施や、計画的なジョブローテーション等によるキャリア形成の支援を通じて、地域福祉推進の中核を担う社協職員としての専門性や資質を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修推進委員会の意見をもとに、変化する地域福祉課題に柔軟に対応しうる職員を育成するための研修プログラムを立案・実施する。 個々の能力やキャリアに応じた適材適所の人員配置による積極的なジョブローテーションを通じ、幅広い知識や経験を有する職員の育成を図る。 		



3 つなげる

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
1 地縁組織・各種団体の連携				
(1)地区福まちコーディネート機能強化事業の実施 レベルアップ	地区福まちが福祉推進委員会等を支援・調整する力及び福祉推進委員会等が発見した困りごとの解決等を支援・調整する力を高めるため、福まち活動調整員の全地区配置と活動の体制づくりを市・区社協で進めます。	R 6	R 7	R 8
		《福まち活動調整員養成数/地区》 380人/75地区	430人/78地区	480人/81地区
		R 9	R10	R11
		530人/84地区	580人/87地区	640人/89地区
(2)地区福まち、福祉推進委員会の日常生活支援活動の推進 レベルアップ	生活支援が必要な方への見守り訪問を中心とする日常生活支援活動を更に推進するため、単位町内会福祉部及び福祉推進委員会の活性化、福祉推進委員会の設置を地区福まちと協力して進めます。 また、感染症等により活動に支障があった際にも活動が継続されるよう、様々な工夫した活動について検討します。	R 6	R 7	R 8
		《福祉推進委員会設置数》 1,310単町	1,330単町	1,350単町
		R 9	R10	R11
		1,370単町	1,390単町	1,410単町
(3)地域福祉活動にかかわる「活動事例集」や「マニュアル」等の作成・発行	地区社協・地区福まちを中心とする地域福祉活動の充実、取り組みを推進するための手引き書や先駆的な活動を普及拡大するための事例集等を作成します。	R 6	R 7	R 8
		《発行部数》 11,000部	11,000部	11,000部
		R 9	R10	R11
		11,000部	11,000部	11,000部
(4)市民活動フォーラムの開催 レベルアップ	福まち事業の開始から30年が経過することを踏まえて、地域活動者だけではなく、広く市民に福祉活動の参加を呼び掛けるため、市民の関心の高い福祉テーマの講演や、地区福まちをはじめ、テーマに合わせて企業・学生等の幅広い年代が取り組んでいる活動を広く発信する等、市民活動フォーラムを通じて情報共有を図ることで、地域福祉活動をより一層推進します。	R 6	R 7	R 8
		《参加者数》 1,200人	1,200人	1,200人
		R 9	R10	R11
		1,200人	1,200人	1,200人



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(5)見守り・訪問活動強化事業の実施 （見守りの啓発に向けた取組） レベルアップ	見守り活動の啓発ポスター等の作成や地域で作成した見守り活動の啓発グッズの紹介、ミニコミ紙等の広報誌への記事掲載、ステッカーの作成検討等、新たな広報媒体を通じて広報活動を強化し、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などの孤立、孤立死等を未然に防ぎ、早期発見するため、市民の地区福まちや見守り訪問に対する意識啓発と参加促進を行います。	R 6	R 7	R 8
		《ポスター配布数》		
		1,700枚	1,760枚	1,820枚
		R 9	R10	R11
1,880枚	1,940枚	2,000枚		

2 市民同士の連携

(6)地区福まちと民間事業者等による重層的な見守りの体制づくりに向けた取組	地区福まち等による見守り訪問活動と、民間事業者による見守り訪問活動が連携し、地域での重層的な見守り訪問体制が構築できるよう、地域組織や民間事業者、行政等による会議（地域見守りネットワーク推進会議）を市社協（市域会議）と各区社協（区域会議）が開催し、具体的なネットワークづくりを進めます。地域においては民間事業者の取り組みを理解する研修会や情報交換の機会の提供・支援を行います。	R 6	R 7	R 8
		《市・区域》		
		継続	継続	継続
		《地区単位》		
10回	12回	14回		
R 9	R10	R11		
継続	継続	継続		
16回	18回	20回		

(7)地区福まち拠点活性化事業の実施 レベルアップ	地区福まちが、住民の困りごとや福祉推進委員会等が把握したニーズを調整、解決へと導く場（相談機能）、更に福祉推進委員会をはじめ地域関係者等が地域の福祉情報を共有・発信する場（情報の共有と発信機能）として、活動拠点の活性化を図るよう、地区福まちコーディネート機能強化事業と連動し進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 運営委員及び事務局員等に対する地区福まちコーディネート機能の理解促進（事務局員の配置等） ● 福まち活動調整員の養成・配置による相談機能の拡充 ● 専門機関や職能団体との連携による専門相談の実施 ● 活動拠点活性化のための情報提供や福まち活動調整員の情報交換の機会の促進 ● 活動拠点の効果的な活用にかかわる活動事例集や相談対応の手引きなどの作成 ● 福まち活動調整員が効果的に活動するためのマニュアルの更新 ※2年に1回程度更新	R 6	R 7	R 8
		《活動拠点》		
		78地区	78地区	79地区
		《拠点での相談活動》		
50地区	50地区	50地区		
R 9	R10	R11		
79地区	80地区	80地区		
52地区	54地区	54地区		

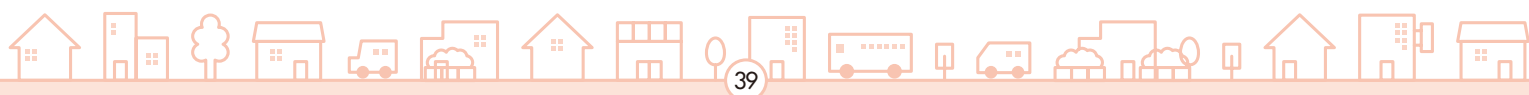
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(8)自主財源強化に向けた支援	<p>地域活動団体の財源確保を支援するため、本会が独自に実施する「さっぽろ総合福祉推進助成」を含む各種助成制度の情報を収集し、ホームページなどを通じて関係者に提供します。</p> <p>また、単独で寄附を受領する仕組みを持っていない団体などに対しては、本会の寄附制度を通じて助成に繋げることも見据えて、引き続き寄附文化の醸成を図るための啓発を行います。</p>	R 6	R 7	R 8
		《指定寄付》 15件/年	18件/年	21件/年
		R 9	R10	R11
		24件/年	27件/年	30件/年
(9)新たな福祉人材の発掘への支援	<p>個人登録ボランティア、ボランティア活動センター主催講座受講者、地域見守りサポーター養成講座受講者が実際に地域において活動できるように支援します。</p>			

3 多様な機関・法人・企業等との連携

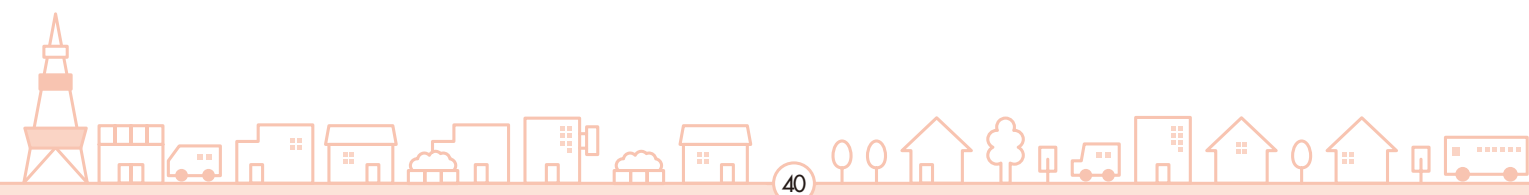
(10)在宅生活を支える方々への支援	<p>地区社協・地区福まちの活動や生活支援体制整備事業との連携により、介護支援専門員・ホームヘルパーが、在宅療養生活に関する意識や技術を助言・指導します。</p>			
(11)ふれあい・いきいきサロン縁結び事業の実施	<p>住民の孤立防止・仲間づくり・生きがいづくりなど、様々な効果・成果を上げているサロン活動の拡大を図るため、広報誌・ホームページなどによる市民に対する普及・啓発を進めます。</p> <p>コロナ禍を経て、サロン活動が再活性化されている現状を踏まえ、新規サロンの立ち上げや既存のサロン団体が継続して活動を行えるサポート体制を構築します。</p> <p>また、サロン運営団体やサロン開設を考えている人向けに、人（活動者の確保と協力ボランティア紹介）や、場所（開催場所の工夫や会場提供の紹介）を中心とした情報を提供し、サロンの効果的な運営や継続的な開催支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人・場所の情報提供を広報誌やホームページで実施 ● 参加対象となる高齢者・障がい児者・子育て親子向けにサロン情報一覧の作成配布 	R 6	R 7	R 8
		《登録数》 630	660	690
		《情報一覧》 継続	継続	継続
		R 9	R10	R11
		720	750	780
		継続	継続	継続

レベルアップ

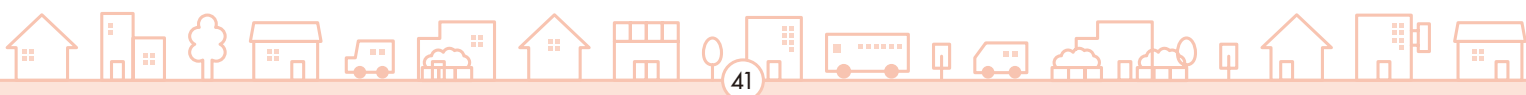
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標								
(12)生活支援体制整備事業 (第1・2層運營業務) <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px; border-radius: 10px; display: inline-block;">レベルアップ</div>	(再掲：育成する(9))									
(13)地域との連携を大切に した地域包括ケアの 推進～地域ケア会議の 開催～	<p>総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント業務を通じ、地域の高齢者の自立を支えるとともに、関係機関との連携等により地域包括ケア体制の構築を図ります。</p> <p>地域包括ケアを推進するために、制度上のサービス等の活用のみならず、「個別地域ケア会議」の開催を通じ、多職種連携による検討を行い、地域課題を把握し、高齢者が生活しやすい地域づくりを目指していきます。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《個別地域ケア会議開催数》 108回</td> <td>108回</td> <td>108回</td> </tr> </tbody> </table>	R 6	R 7	R 8	《個別地域ケア会議開催数》 108回	108回	108回		
R 6	R 7	R 8								
《個別地域ケア会議開催数》 108回	108回	108回								
(14)認知症高齢者やその家族を地域で支える体制の強化 <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px; border-radius: 10px; display: inline-block;">レベルアップ</div>	<p>地域包括支援センターを中心に、地域住民や関係機関等に、認知症サポーター養成講座等の講座の実施、商業施設等へのリーフレットの配付、パネル展等による啓発活動を行い、認知症についての理解を深め、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制強化を行います。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《認知症サポーター養成講座実施回数、認知症を支える仕組み啓発回数》 50回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> </tr> </tbody> </table>	R 6	R 7	R 8	《認知症サポーター養成講座実施回数、認知症を支える仕組み啓発回数》 50回	50回	50回		
R 6	R 7	R 8								
《認知症サポーター養成講座実施回数、認知症を支える仕組み啓発回数》 50回	50回	50回								
(15)権利擁護関係団体との連携	<p>札幌市における高齢者や障がいのある方の権利擁護を推進するために、各種のネットワークを活かした支援体制の構築を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①札幌市成年後見推進協議会（年2回） ②後見制度利用促進研究会（年4回） 								



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標												
(16)障がい者関係団体との連携の強化	<p>町内会、地区社協・地区福まち、民生委員児童委員協議会等のインフォーマルな社会資源と、自立支援協議会や障がい福祉関係者とを繋ぐパイプ役を担い、障がいがあっても安心して生活が継続できる環境の整備に努めます。</p> <p>障がい者関連の協議会、部会、セミナー等への参加・協力を通して、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の円滑、適切な利用を促進し、障がい（児）者の権利擁護支援の推進を図ります。</p> <p>また、参加・協力を通して把握した情報やニーズは障がい者あんしん相談や障がい者虐待相談の効果的な運営に活かすよう努めます。</p>	<p>①札幌市自立支援協議会への参加（年2回）</p> <p>②札幌市自立支援協議会相談支援部会への参加（年3回）</p> <p>③札幌市障がい者虐待防止ネットワーク会議への参加（年2回）</p> <p>④札幌市共生社会推進協議会への参加（年1回）</p> <p>⑤基幹相談支援センター（さっぽろ地域づくりネットワークワン・オール）運営委員会への参加（年2回）</p> <p>⑥人権セミナーへの協力と参加（打合せ年6回程度、セミナー年1回）</p>												
(17)情報センター管理運営事業	<p>福祉の専門図書室としての独自性を活かし、福祉関係の図書資料を充実させるとともに、子育て世代や若者世代などの幅広い層に向けた情報発信機能、交流機能の強化を図ります。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《蔵書貸出冊数》 28,000冊</td> <td>28,500冊</td> <td>29,000冊</td> </tr> <tr> <th>R 9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> <tr> <td>29,500冊</td> <td>30,000冊</td> <td>30,000冊</td> </tr> </tbody> </table>	R 6	R 7	R 8	《蔵書貸出冊数》 28,000冊	28,500冊	29,000冊	R 9	R10	R11	29,500冊	30,000冊	30,000冊
R 6	R 7	R 8												
《蔵書貸出冊数》 28,000冊	28,500冊	29,000冊												
R 9	R10	R11												
29,500冊	30,000冊	30,000冊												
(18)社会福祉総合センター管理運営事業	<p>社会福祉活動推進の拠点として、福祉関係者をはじめ、広く一般市民へ会議・研修等の場の提供として会議室の貸出を行います。また、1階アトリウム（ロビー）スペースを開放し、関係団体等の協力を得て、手話講座、介護講座、ミニコンサート、障がい者作業所製品のマーケット等を定期的で開催し、有効活用を図っていきます。今後も継続して、市民の福祉への理解と関心を高めるために、センター近隣の学校、施設、企業等と連携協働し、積極的な取り組みを進めます。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《貸会議室等利用者数》 225,000人</td> <td>230,000人</td> <td>235,000人</td> </tr> <tr> <th>R 9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> <tr> <td>240,000人</td> <td>245,000人</td> <td>250,000人</td> </tr> </tbody> </table>	R 6	R 7	R 8	《貸会議室等利用者数》 225,000人	230,000人	235,000人	R 9	R10	R11	240,000人	245,000人	250,000人
R 6	R 7	R 8												
《貸会議室等利用者数》 225,000人	230,000人	235,000人												
R 9	R10	R11												
240,000人	245,000人	250,000人												



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(19)民児協との連携	札幌市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、各種会議・研修の運営を行い、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり等を進めるとともに、災害時の備えや災害時要配慮者の見守り支援をはじめ、虐待・孤立・ヤングケアラーなど複雑化している新たな福祉課題の早期発見・早期対応に向けて、各地区民児協が道警や見守り協定事業者など他機関・他団体との連携を強化し、情報共有を進めることにより、見守り体制の重層化を進められるよう支援します。	R 6	R 7	R 8
		地区民児協と北海道警察による高齢者宅訪問活動の取組 71地区	72地区	73地区
		R 9	R10	R11
		74地区	75地区	76地区
(20)老施協との連携	市内の老人福祉施設で構成する札幌市老人福祉施設協議会と連携し、地域貢献活動や施設機能の有効活用により地域福祉を推進します。 また、大規模災害や感染症拡大発生時の円滑な応援職員派遣の仕組みを構築し、老人福祉施設の安定運営、施設福祉を推進します。	R 6	R 7	R 8
		《会員施設数》 110施設	111施設	112施設
		R 9	R10	R11
		113施設	114施設	115施設
(21)身障連協との連携	市内の障がい者支援施設等で構成する札幌市身体障がい者福祉事業連携協議会と連携し、身体障がい者福祉事業の推進、人材育成を目的とした合同研修及び合同避難訓練等の実施により、職員の資質向上と施設間の連携を推進します。	R 6	R 7	R 8
		《合同研修及び避難訓練参加数》 125人	150人	150人
		R 9	R10	R11
		150人	150人	150人



4 支援する

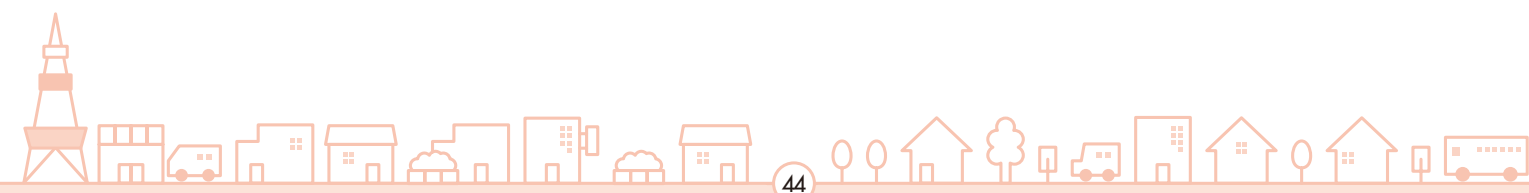
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
1 見守り・訪問活動の推進（再掲：つなげる1）				
2 交流・生きがいづくりの推進				
(1) ボランティア登録の促進及びコーディネート機能の強化	市・区社協におけるボランティア活動希望者の登録を促進し、更なる活動者数の拡大を図ります。また、ボランティアの要請からマッチングまでの作業を円滑に進められるよう、ボランティアコーディネーターとしての職員の意識高揚と技能を身に着けるよう、矜持意識の刷新を図ります。	R 6	R 7	R 8
		《個人》 2,100人	2,200人	2,300人
		《団体》 550団体	560団体	570団体
		R 9	R10	R11
		2,400人	2,500人	2,600人
		580団体	590団体	600団体
3 生活支援（家事、除雪、子育て、外出等）				
(2)地域支え合い有償ボランティア事業（ほっ・と支え合い事業）	市民の参加と協力を得て、日常生活に困りごとがある高齢の方、障がいのある方、産前産後8週間以内及び病弱な方に、低廉な料金で、市民相互による地域助け合いの精神に基づく在宅福祉サービスを提供します。	R 6	R 7	R 8
		《協力会員数》 546人	566人	586人
		R 9	R10	R11
		606人	626人	650人
(3)福祉除雪事業				
①福祉除雪活動の担い手確保	冬期間における地域の支え合い活動を推進し、並行して近隣住民による協力者（地域協力員）の確保に向けて、福祉除雪事業のPRを強化します。 特に、R 5～R 7年度までの3年間は、様々な広報媒体を活用しながら、重点的に担い手確保に向けた広報施策に取り組みます。 また、地区社協・地区福まちと連携し、将来の担い手確保に向けて、若い世代（生徒・学生等）が参加して取り組む地区を拡げていきます。さらに、福祉施設・NPO・企業（勤労者）等、幅広い方々への協力を働きかけます。	R 6	R 7	R 8
		《協力員数》 3,700人	3,900人	4,100人
		R 9	R10	R11
				4,300人

レベルアップ

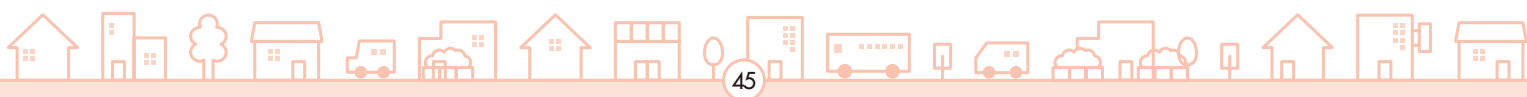
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標								
②福祉除雪サービス内容の検討 <div style="background-color: #e85c33; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">レベルアップ</div>	サービス利用者の満足度はこれまで高く推移していますが、より一層ニーズに適応した事業を目指し、サービス内容等について、引き続き検討します。その一方で、高齢化による利用者の増加及び担い手の高齢化などにより、協力員の調整が困難になっている現状を鑑み、持続可能な制度運用に向けた協議・検討を行います。									
③福祉除雪事業を通じた地区福まちにおけるコーディネート機能の強化	地区福まちが、福祉除雪協力員確保に向けた取り組みや利用世帯と協力員のマッチングや単位町内会のマッチング支援等を実施することで、福祉除雪事業の充実を図ります。 また、福祉除雪の支援だけではなく、年間を通じた見守りや生活支援につながるよう地区福まちのコーディネート機能を高めるため、市・区社協が連携・協力し、本事業を推進します。	<table border="1"> <tr><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8</th></tr> <tr><td>《マッチング》 26地区</td><td>27地区</td><td>28地区</td></tr> </table>	R 6	R 7	R 8	《マッチング》 26地区	27地区	28地区		
R 6	R 7	R 8								
《マッチング》 26地区	27地区	28地区								
		<table border="1"> <tr><th>R 9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr> </table>	R 9	R10	R11					
R 9	R10	R11								
		<table border="1"> <tr><td>29地区</td><td>30地区</td><td>31地区</td></tr> </table>	29地区	30地区	31地区					
29地区	30地区	31地区								
(4)企業・団体による除雪ボランティア事業の実施	福祉除雪事業で解決できない除雪ニーズ（除雪する場所等）の解決を図るため、様々な企業・団体、市民ボランティアの協力により、除雪ボランティア事業を実施します。 また、各種メディア等を活用しながら、事業のPRを推進し、参加企業・団体数の増加を目指すと共に、地元の住民組織等とのつながりを深めるために、区単位での事業展開を視野に取り組みを進めます。	<table border="1"> <tr><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8</th></tr> <tr><td>《企業・団体数》 20団体</td><td>22団体</td><td>24団体</td></tr> </table>	R 6	R 7	R 8	《企業・団体数》 20団体	22団体	24団体		
R 6	R 7	R 8								
《企業・団体数》 20団体	22団体	24団体								
		<table border="1"> <tr><th>R 9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr> </table>	R 9	R10	R11					
R 9	R10	R11								
		<table border="1"> <tr><td>26団体</td><td>28団体</td><td>30団体</td></tr> </table>	26団体	28団体	30団体					
26団体	28団体	30団体								
(5)さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）による会員組織をつくり、子育て家庭を支援する活動を展開します。	<table border="1"> <tr><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8</th></tr> <tr><td>《提供会員数》 434人</td><td>444人</td><td>454人</td></tr> </table>	R 6	R 7	R 8	《提供会員数》 434人	444人	454人		
R 6	R 7	R 8								
《提供会員数》 434人	444人	454人								
		<table border="1"> <tr><th>R 9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr> </table>	R 9	R10	R11					
R 9	R10	R11								
		<table border="1"> <tr><td>464人</td><td>474人</td><td>484人</td></tr> </table>	464人	474人	484人					
464人	474人	484人								



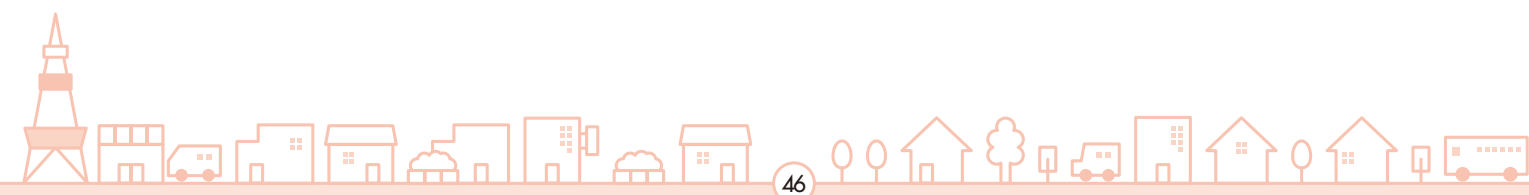
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
4 権利擁護の推進				
(6)日常生活自立支援事業の推進	<p>認知症や障がい（知的・精神）のために判断能力に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理等を支援します。</p> <p>また、令和4年3月に設置された札幌市成年後見推進センターと連携し、権利擁護支援を必要とする市民が円滑、適切に本事業を利用できるよう事業内容や具体的な支援について広報、周知を図ります。</p>	R 6	R 7	R 8
		《生活支援員数》 150人	155人	160人
		《契約者数》 165件	170件	175件
		R 9	R10	R11
		165人	170人	175人
		180件	185件	190件
(7)法人後見事業	家庭裁判所の審判を受けて法人として後見人等に就任し被後見人の身上監護や財産管理等の後見業務を行います。			
(8)成年後見制度利用支援事業				
①市長申立て	<p>市内に居住する身寄りの支援が得られない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度の利用による適切な保護・支援を受けられるよう、市長が行う成年後見等の申立てに関する事務を行います。</p>	R 6	R 7	R 8
		《申立て書類提出件数》 100件	117件	137件
		R 9	R10	R11
		161件	190件	225件
②報酬助成・審判費用助成	<p>市内に居住する資力に乏しい認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度の利用による適切な保護・支援を受けられるよう、市が実施する後見人等への報酬助成、審判請求費用助成に関する事務を行います。</p>			



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
<p>(9)成年後見推進センター運営業務（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり）</p> <p>レベルアップ</p>	<p>市内に居住する認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるように、関係機関と連携して成年後見制度の利用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域連携ネットワークづくりに向けた取り組み <p>権利擁護を必要とする人を速やかに成年後見制度等の利用に繋げるため、ケアマネジャー等の相談援助職、地域包括支援センターや相談支援事業所等の相談支援機関、法律や福祉の専門職、行政等が連携して支援を行えるよう、地域連携ネットワークを構築する取り組みを進めます。</p> ●制度周知の広報活動 <p>制度に関する広報活動をパンフレットやホームページなどを活用し進めるとともに、相談支援機関に研修を行うことで、速やかで適切な制度の利用促進が図れる地域づくりを進めます。</p> ●制度利用につながる相談支援 <p>制度に関する一般相談や個別ケースに関する相談を受け、必要な方が適切に制度利用につながるよう支援します。</p> ●後見人に対する支援 <p>親族後見人に対し、後見活動がスムーズに行えるよう支援します。</p> 	R 6	R 7	R 8
《制度の認知度》		40%	42%	44%
R 9		R10	R11	
		46%	48%	50%
(10)障がい者あんしん相談事業	<p>市内在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や、そのご家族からの相談に応じ、自立した生活と社会参加を支援するとともに、障がいのある方の権利擁護を推進します。</p> <p>また、内容に応じて障がい者とその家族を対象とした弁護士による「無料法律相談（月1回）」を予約制で行います。</p>			



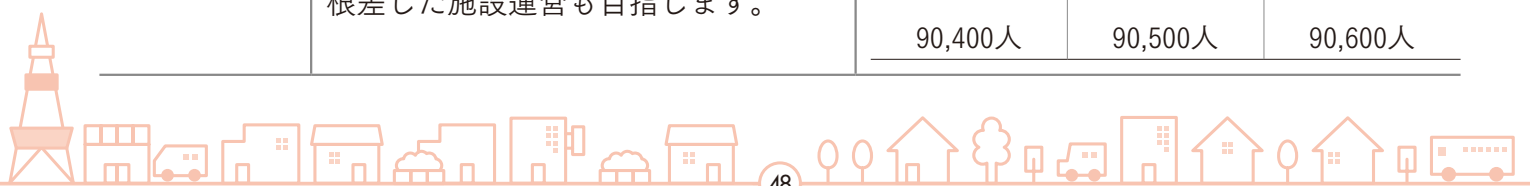
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標								
(11)障がい者虐待防止相談事業	<p>障がい者への虐待に関わる相談を受け、内容に応じて関係機関の案内や行政への通報を行います。</p> <p>また、障がい者の虐待防止や早期発見に向けてパンフレットや各種研修等による広報啓発を行うとともに、障がい者虐待の対応に関係する機関・団体によるネットワーク会議を開催し、虐待に迅速かつ適切に対応するための体制づくりを進めます。</p>									
(12)低所得世帯等の生活課題に対応した総合的な援助	<p>リーマンショック前に関しては全市では2万件を下回る相談件数であったものが、リーマンショック時（平均31,492件）に大幅に相談件数が増えました。また、コロナ禍における特例貸付時の相談は平均61,483件（最高84,842件）と平時に対し4万件を超える相談が寄せられました。</p> <p>今後は、償還困難等の状況にある特例貸付の借受人に対する相談対応支援のみならず、生活困窮など多様化する生活課題を抱える市民に対し、個々の生活状況を丁寧に把握しながら、各種資金貸付及び関係機関との連携等により生活再建に向けた必要な支援を行います。</p>	<table border="1"> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> </tr> <tr> <td>《相談件数》 24,498件</td> <td>24,498件</td> <td>24,498件</td> </tr> </table>	R 6	R 7	R 8	《相談件数》 24,498件	24,498件	24,498件		
R 6	R 7	R 8								
《相談件数》 24,498件	24,498件	24,498件								
レベルアップ		<table border="1"> <tr> <th>R 9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> <tr> <td>24,498件</td> <td>24,498件</td> <td>24,498件</td> </tr> </table>	R 9	R10	R11	24,498件	24,498件	24,498件		
R 9	R10	R11								
24,498件	24,498件	24,498件								
(13)中国帰国者生活相談室運営事業	<p>中国残留邦人等からの生活相談に対応し、自立のために必要な支援として、各種の情報提供や助言、医療機関等を受診する際の通訳などに同行します。</p>									
(14)権利擁護関係団体との連携	<p>札幌市における高齢者や障がいのある方の権利擁護を推進するために、各種のネットワークを活かした支援体制の構築を図ります。</p>	<p>①札幌市成年後見推進協議会（年2回）</p> <p>②後見制度利用促進研究会（年4回）</p>								



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
5 介護予防の実施				
(15)地域における包括ケアシステムの構築（地域包括支援センター）	市内9地域包括支援センターを運営し、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント業務を通じ、地域の高齢者の自立を支えるとともに、関係機関と連携し、地域包括ケア体制の構築を図ります。	R 6	R 7	R 8
		《地区連絡会議開催数》 396回	396回	396回
		《生活支援Coとの連携・協議体への参加数》 27件	27件	27件
		R 9	R10	R11
		396回	396回	396回
		27件	27件	27件
(16)介護予防の普及・啓発とネットワークづくりの支援	介護予防の効果を高めるために、地域包括支援センター、介護予防センター、生活支援コーディネーター等が連携し、地区福まち等の住民参加による支え合い活動や社協の総合相談機能等を活かし、総合的な介護予防システムの構築を目指します。	R 6	R 7	R 8
		《地区組織及び地域の活動団体との連携等活動件数》 900件	900件	900件
		R 9	R10	R11
		900件	900件	900件
		900件	900件	900件
(17)介護予防センターの運営事業	総合相談、介護予防事業の実施及び介護予防の必要性や手法の普及・啓発、地域介護予防活動の支援を通じ、市民がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援します。	R 6	R 7	R 8
		《介護予防教室の実施回数等活動件数》 1,000件	1,000件	1,000件
		R 9	R10	R11
		1,000件	1,000件	1,000件
		1,000件	1,000件	1,000件



事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(18)老人福祉センター管理運営事業	<p>高齢者の方々の憩いの場、健康増進の場として、健康増進に役立つ健康体操の実施や健康講話の開催、教養の向上を目指すための教養講座の開催、レクリエーションやサークル活動の支援を行います。</p> <p>また、地域の方々との交流を深めるためのイベント（児童館、保育園等との世代間交流）や地元町内会と連携した行事などを行うことにより、地域福祉の増進を図ります。</p>	R 6	R 7	R 8
		《相談事業》 4,000人	4,050人	4,100人
		《講演運動》 12,000人	12,100人	12,200人
		《教養講座》 37,000人	37,600人	38,300人
		《レク事業》 60,000人	62,000人	64,000人
		R 9	R10	R11
		4,150人	4,200人	4,250人
		12,300人	12,400人	12,500人
		38,900人	39,500人	40,000人
		66,000人	68,000人	70,000人
(19)老人福祉センターにおける地域との協働による高齢者の生きがいをづくりの支援	<p>老人福祉センターの空室を高齢者の活動支援の場として、町内会や老人クラブ、自主サークル活動グループ、さらに「ふれあい・いきいきサロン」など地域住民活動グループへ解放することにより、生きがいをづくりの支援と助長を図ります。</p>	R 6	R 7	R 8
		《使用回数》 5,000回	5,100回	5,200回
		R 9	R10	R11
		5,300回	5,400回	5,500回
6 介護（高齢者・障がい者等）サービスの実施				
(20)長生園管理運営事業	<p>環境上の理由及び経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な方を入所により養護するとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他援助を行います。</p>			
(21)保養センター駒岡管理運営事業	<p>高齢者等への保健休養や生きがいをづくりを高めていく運営のほかに、障がい者を含め支援を必要とする人たちやその家族まで幅広く利用していただけるような企画提案やプログラムを提供するなど新たな運営スタイルを推進します。</p> <p>また、地域住民との連携による企画も充実させ（駒岡朝市など）、地域に根差した施設運営も目指します。</p>	R 6	R 7	R 8
		《宿泊》 11,100人	11,200人	11,300人
		《休憩》 90,100人	90,200人	90,300人
		R 9	R10	R11
		11,400人	11,500人	11,600人
		90,400人	90,500人	90,600人



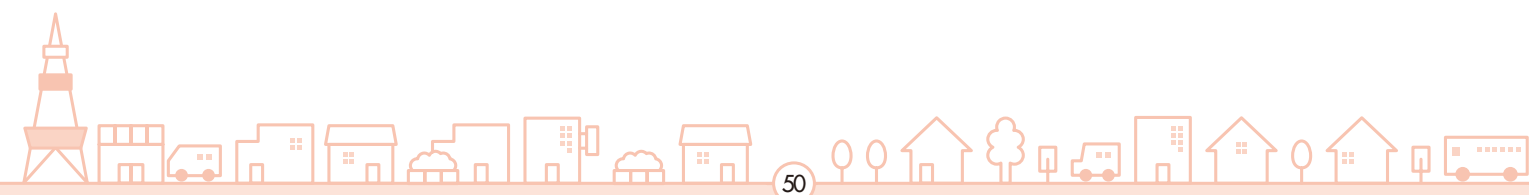
事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
(22)居宅介護支援事業	<p>要介護認定を受けた被保険者との契約により、介護支援専門員が居宅介護支援及び各種サービス利用等の相談援助、調整を行います。</p> <p>また、安定的なサービス提供を目指し、引き続き介護支援専門員の確保・定着に努めます。</p>	R 6	R 7	R 8
		《利用者数》 42,784人	43,212人	43,644人
		R 9	R10	R11
		44,080人	44,521人	44,966人
(23)訪問介護事業	<p>居宅サービス計画及び各種訪問介護計画に基づき訪問介護を提供します。</p> <p>また、安定的なサービス提供を目指し、引き続き介護人材の確保・定着に努めます。</p>	R 6	R 7	R 8
		《利用者数》 27,097人	27,097人	27,097人
		R 9	R10	R11
		27,097人	27,097人	27,097人
(24)通所介護事業				
①通所介護	<p>要介護または要支援状態にある高齢者に対し、通所により各種のサービスを提供することによって自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。</p>	R 6	R 7	R 8
		《平均利用者数》 18.5人/日	18.6人/日	18.7人/日
		R 9	R10	R11
		18.8人/日	18.9人/日	19.0人/日
②地域密着型通所介護	<p>要介護状態にある高齢者に対し、利用者それぞれに寄り添う小規模（定員10名）ならではのケアを提供します。</p>	R 6	R 7	R 8
		《平均利用者数》 8.0人/日	8.0人/日	8.0人/日
		R 9	R10	R11
		8.0人/日	8.0人/日	8.0人/日

7 災害ボランティアセンターの設置・運営

(25)市・区災害ボランティアセンターの推進	<p>札幌市における大規模災害発生時には、災害ボランティア活動の拠点となる札幌市・区災害ボランティアセンターを設置します。</p> <p>運営を円滑に進めるために、日頃からの地域の見守り活動、関係機関との連携、災害支援ボランティア活動に関する講座などを通じて災害時の支え合いの大切さについて普及啓発を図るとともに、災害ボランティアの養成にも取り組みます。</p>			
------------------------	---	--	--	--

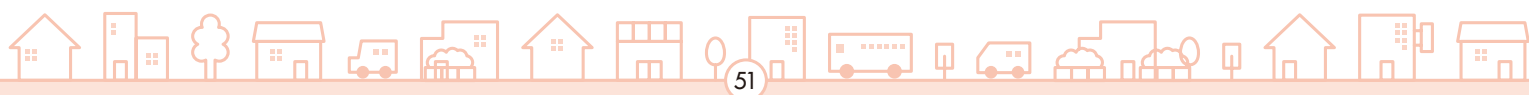


事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標																								
①円滑な設置・運営に向けた取組 <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">レベルアップ</div>	災害時における、災害ボランティアセンターの設置要請に対し円滑に対応ができるよう、社協・行政・NPOやボランティア団体等との連絡体制整備に取り組めます。	《実態に即した札幌市災害ボランティアセンター設置・運営協定の見直し》 《必要に応じた関係機関等との連絡会議》 《災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの全面改正》 →実際の災害時にスタッフが携行し内容を確認し易い判型とし、災害のフェーズに応じた展開が効率的にできるよう再整備します。																								
②災害ボランティア活動の普及・啓発 <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">レベルアップ</div>	災害時の自助・共助の必要性を普及啓発するため、ボランティア活動センターでの講座のほか、要請に応じて地域を構成する住民組織等への出張講座を開催します。 また、区域においても災害ボランティアセンター設置・運営研修を実施します。 併せて、既に登録している災害救援ボランティアに対して、事態即応に応えるべく、心構えや基本的事項の遵守、実際の救援活動の際の技術的手法の向上を目指し錬成を図ります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">R 6</th> <th style="width: 33%;">R 7</th> <th style="width: 33%;">R 8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《職員対象》 3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>《災ボ研修》 2回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>《支援講座》 4回</td> <td>6回</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <th>R 9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>5回</td> <td>6回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>10回</td> <td>12回</td> <td>14回</td> </tr> </tbody> </table>	R 6	R 7	R 8	《職員対象》 3回	3回	3回	《災ボ研修》 2回	3回	4回	《支援講座》 4回	6回	8回	R 9	R10	R11	3回	3回	3回	5回	6回	7回	10回	12回	14回
R 6	R 7	R 8																								
《職員対象》 3回	3回	3回																								
《災ボ研修》 2回	3回	4回																								
《支援講座》 4回	6回	8回																								
R 9	R10	R11																								
3回	3回	3回																								
5回	6回	7回																								
10回	12回	14回																								



5 組織を強くする

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
1 企業・団体との連携				
(1) 企業・団体との協働による事業展開の推進	区社協、地区社協・地区福まちが開催する会議に地域の多様な企業・団体・学校等に参加を促すとともに、地域住民が抱える課題を共有し合い、交流の機会を設けることで、地域活動に参加するきっかけとなることを目指します。	R 6	R 7	R 8
		区社協が主催する会議への参加を促す	10社 ※各区年1社	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→
2 寄附・賛助会員制度のPR				
(2) ファンドレイジング活動の強化	社会的な課題解決のために寄附や社会的投資を呼び起こすファンドレイジングの考え方を職員一人ひとりが理解し、社協の使命や魅力を積極的に発信します。 業務で関わる市民や企業に対するPRを強化するために、様々な場面で活用できるツール（チラシや動画など）の充実を図り、福祉活動に対する共感の輪を広げ、福祉サービスの拡充に不可欠な財源となる寄附及び会費制度の拡大を目指します。	R 6	R 7	R 8
		【寄附件数】 70件/年 【賛助会員】 個人270名 団体93団体	73件/年 個人280名 団体96団体	76件/年 個人290名 団体99団体
		R 9	R10	R11
		79件/年 個人300名 団体102団体	82件/年 個人310名 団体105団体	85件/年 個人320名 団体108団体
3 広報活動の強化				
(3) 広報・啓発活動の充実強化	各種広報媒体を活用して、札幌市における福祉課題及びそれを解決するための社協の取り組みを市民に伝えています。特にSNSや動画によるPRなど広報のデジタル化を推進し、様々な世代に対して啓発を行います。 また、福祉の仕事や福祉職の魅力を発信し担い手不足の解消を目指します。	R 6	R 7	R 8
		【ポスト数】 110件/年	120件/年	120件/年
		R 9	R10	R11
		120件/年	120件/年	120件/年



6 チャレンジする

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
1 コミュニティソーシャルワーク機能の強化				
(1) 支え合える地域づくり支援 新規 ※事業詳細 P54	単位町内会圏域で、「つどいの場づくり」・「見守り」・「支え合い」の3つの取り組みを段階的・計画的に進めていくことにより、住民同士が負担感なく、ゆるやかなつながりを維持しながら、すべての世代において支え合える地域づくりを目指した支援を検討します。 また、各区における単位町内会での試行実施を通じて、蓄積したノウハウを事例集としてまとめて、他の単位町内会への取り組み拡大を図ります。	R 6	R 7	R 8
		実施方法の検討、地区福まち・単位町内会への周知	試行実施	→
		R 9	R10	R11
		→	→	活動状況及び計画進捗状況の把握・分析、事例集の発行
(2) 多分野の相談支援機関によるネットワークづくり 新規 ※事業詳細 P55	複合・複雑化した問題の解決に向けて、多分野の相談支援機関によるネットワークを構築するとともに、区役所支援調整課との連携による支援体制の構築を目指します。	R 6	R 7	R 8
		相談支援機関との連携構築	相談支援機関との連携による個別ケースの共有及び支援の検討	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→
2 市民が参加する新たな機会の創出				
新規 ※事業詳細 P56	多くの市民が、これまで仕事・家事・育児・趣味で培った知識や経験を身近な地域で活かして、楽しみながら地域活動に参加できる新たな機会を創出します。 (例) ・空き地を活用した取り組み ・町内会等の団体の事務サポート ・引きこもり当事者の参加の場 等	R 6	R 7	R 8
		情報収集・調査	試行実施	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→

事業	事業内容	計画期間（6年間）の年度目標		
3 企業の特徴を活かした社会貢献をデザインする				
新規 ※事業詳細 P57	社協がプラットフォームとなって企業の社会貢献と一般市民やボランティア等の活動をつなぎます。 企業のSDGsや社会貢献の取り組みについて情報収集して一覧化し、それぞれの特色を活かした社会貢献の取り組みと市民・ボランティア等の活動のマッチングを進めます。	R 6	R 7	R 8
		情報収集・調査	実施	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→
4 社会福祉法人による協働のしくみづくり				
新規 ※事業詳細 P58	社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを地域課題の解決につなげるため、複数の社会福祉法人による協働の取り組みを推進します。 協働の仕組みづくりに向けて、社会福祉法人の公益的な活動について調査し、内容やエリアに合わせて対象法人の顔合わせの機会を設ける等の取り組みを進めます。	R 6	R 7	R 8
		情報収集・調査	実施	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→
5 課題を抱えた子どもたちへの支援				
新規 ※事業詳細 P59	子どもたちが安心して過ごすことができ、人や社会と関わる力や自己肯定感を育むことができるよう、子どもの居場所づくり等に取り組んでいる団体を支援するほか、各団体と連携して、貧困家庭やヤングケアラーなど課題を抱えた子どもたちを適切な支援につなげます。 子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体に対する物資等の支援や、必要に応じて地域関係者や専門機関が情報共有できる機会を設ける等の取り組みを進めます。	R 6	R 7	R 8
		・物資等の支援 ・情報収集・調査	実施	→
		R 9	R10	R11
		→	→	→

※ **チャレンジする** については、新たな取り組みとなるため、事業概要やイメージ図をP54～59に掲載しています。



チャレンジする

1

『コミュニティソーシャルワーク機能の強化』

～（１）支え合える地域づくり支援～

■事業概要

- 地域や個人が抱える課題の解決に向けて、社協のコミュニティソーシャルワーク機能【地域支援・個別支援・（支え合いの）仕組みづくり】を強化するため、第5次計画で取り組んできた「地区福まち及び福祉推進委員会等での日常生活支援活動（見守り・訪問活動、ゴミ出し、除雪等）の推進」や「区社協職員によるアウトリーチ」の取り組みを基盤に、日常生活を送る上での最小生活圏域である「単位町内会圏域」において、支え合える地域づくりを試行的に展開します。
- 単位町内会圏域で、「つどいの場づくり」・「見守り」・「支え合い」の3つの取り組みを段階的・計画的に進めていくことにより、住民同士が負担感なく、ゆるやかなつながりを維持しながら、すべての世代において支え合える地域づくりを目指した支援を検討します。
- 6か年の計画期間で、区社協職員及び生活支援コーディネーターによる試行実施を通じて蓄積したノウハウを事例集としてとりまとめ、市内の単位町内会等における福祉活動の推進を図ります。

■イメージ図



区社協職員及び生活支援コーディネーターが、地域住民や多様な関係者と話し合いを重ねながら、住民同士が負担感なく支え合える地域づくりに段階的・計画的に取り組めます。

活動内容の企画、提案、定期的な支援

単位町内会圏域

1 つどいの場



サロンなどの「つどいの場」を立ち上げ、住民同士で交流を深めます

2 見守り



サロンで交流を深めた人たちで、町内の心配な方たちの見守りを行います

3 支え合い



見守りで発見した生活上の困りごとのお手伝いを可能な範囲で行います

※あくまで取り組みの一例です。また、取り組みの順序が前後することもあります。

■関連事業

- ふれあい・いきいきサロン事業
- 福祉のまち推進事業
- 生活支援体制整備事業

■推進体制

【所 管】 地域福祉課地域福祉係

【実施主体】 地域福祉課地域福祉係（活動状況及び進捗状況の把握・分析、事例集発行）
区社協（実施町内会の選定、活動支援）

【実施対象】 単位町内会



チャレンジする

1

『コミュニティソーシャルワーク機能の強化』

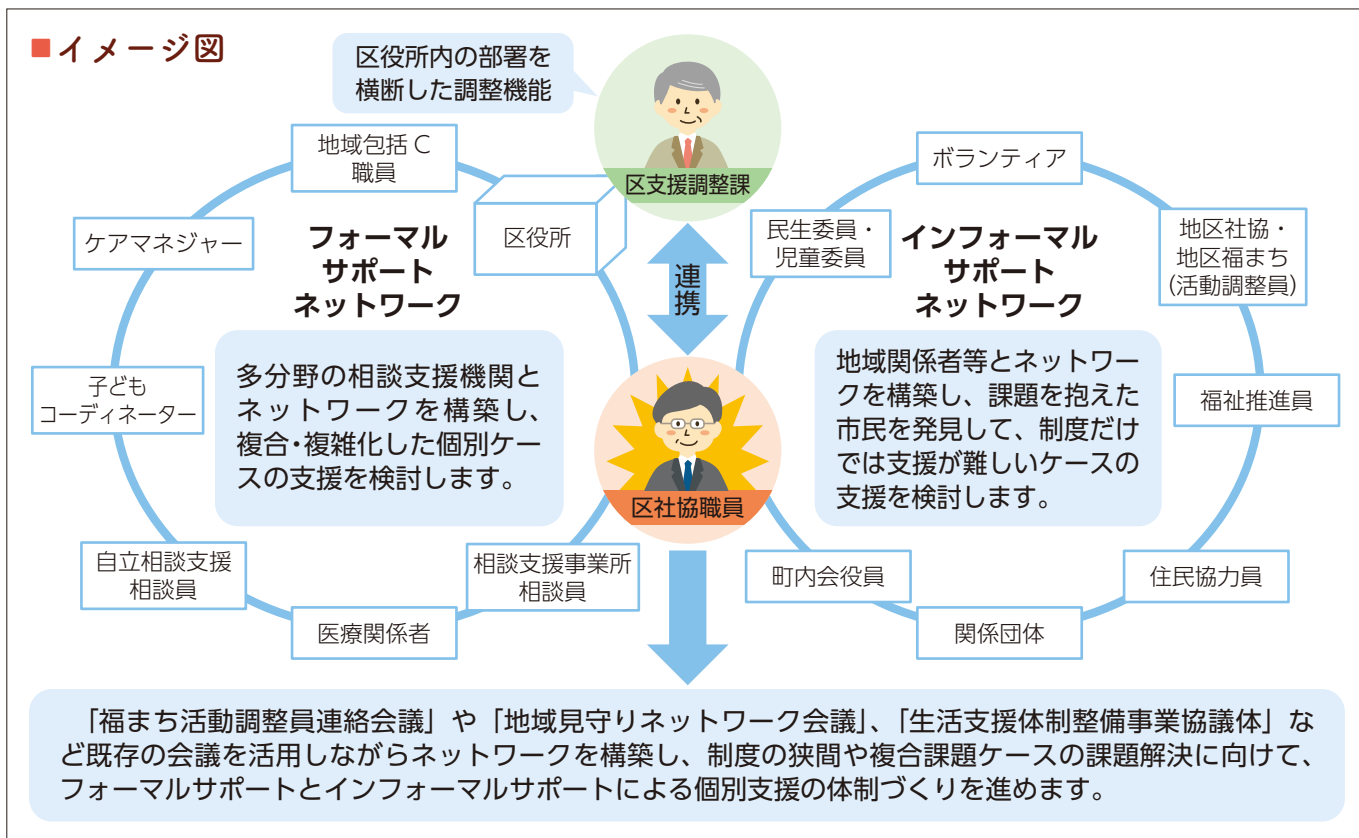
～（２）多分野の相談支援機関によるネットワークづくり～

■事業概要

- 複合・複雑化した問題の解決に向けて、多分野（高齢・障がい・子ども・生活困窮・ひきこもり等）の相談支援機関によるネットワークを構築するとともに、区役所支援調整課*との連携による支援体制の構築を目指します。
- 本会主催会議のテーマに応じて、多分野（高齢・障がい・子ども・生活困窮等）の相談支援機関や区役所支援調整課にも参加を呼びかけるとともに、他の相談支援機関が主催する会議への参加等を通じて、日頃から地域課題を共有し連携を深めてまいります。
- 区社協は相談支援機関（フォーマルサポート）と地域関係者（インフォーマルサポート）の架け橋となり、既存事業によるアウトリーチを通じて把握したケースへの支援を地域関係者と共に検討し、区役所支援調整課へのつなぎ役を担うとともに、制度の狭間や複合課題ケースの解決に向けて、区役所支援調整課と連携して進めます。

*複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年度からモデルとなる区役所に庁内関係部署や関係機関との調整を担う「支援調整課」が設置されている。

■イメージ図



■関連事業

- 福祉のまち推進事業
- 生活支援体制整備事業
- ボランティア関連事業
- 日常生活自立支援事業
- 各種貸付事業

■推進体制

【所 管】 地域福祉課地域福祉係

【実施主体】 地域福祉課地域福祉係（市域における関係機関とのネットワークづくり）
区社協（区域におけるネットワークづくり、個別ケースの支援・検討）

【実施対象】 相談支援機関、関連団体

チャレンジする

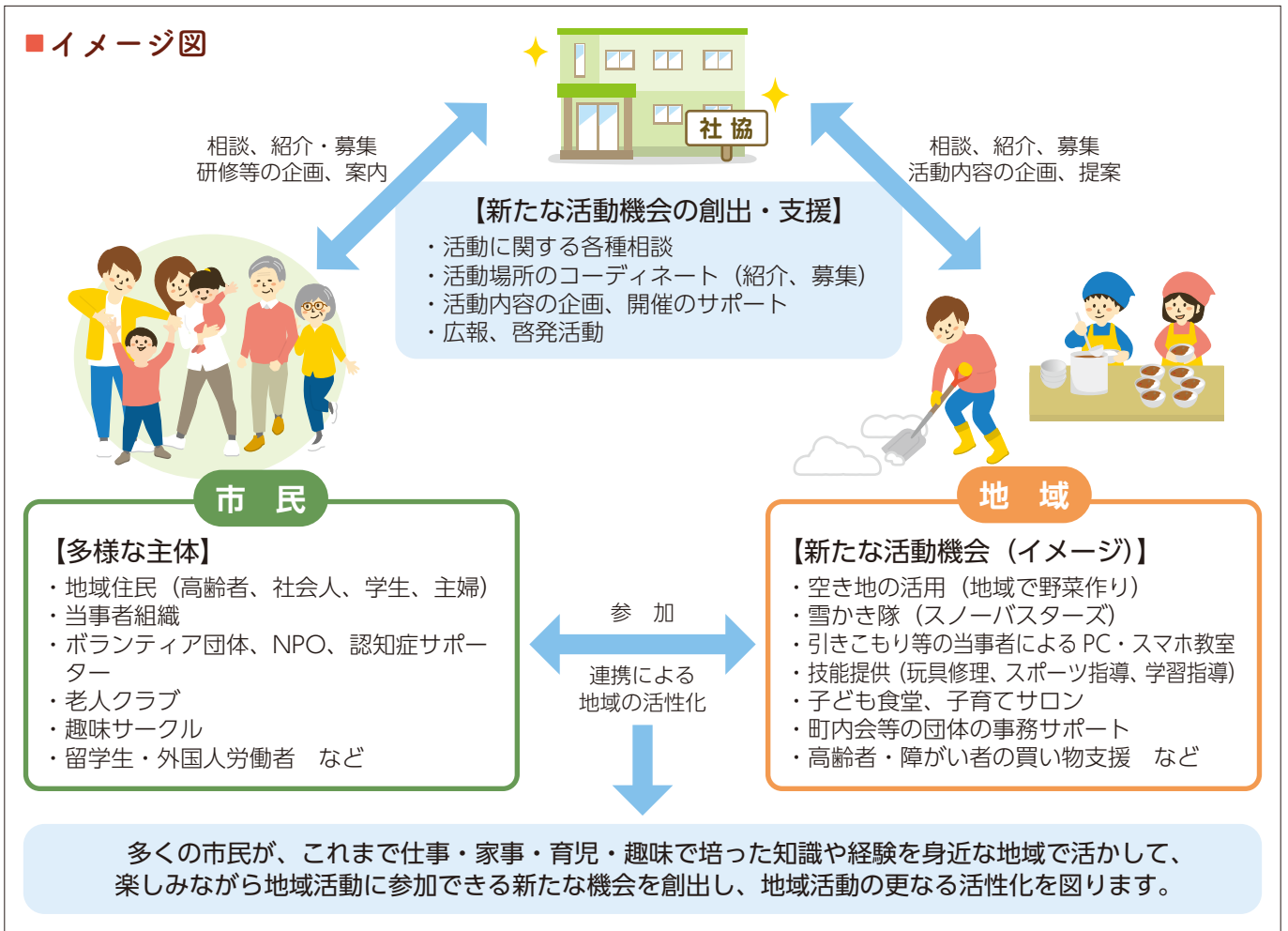
2

『市民が参加する新たな機会の創出』

■事業概要

- 多くの市民が、これまで仕事・家事・育児・趣味で培った知識や経験を身近な地域で活かして、楽しみながら地域活動に参加できる新たな機会を創出します。
- 仕事で培った知識・技術を有する方、子育て経験のある方、趣味をお持ちの方など、あらゆる市民が身近な地域で、気軽に参加できる場の情報や機会を社協が持つネットワークを活かして収集・発信します。
- 新たな機会の創出は、参加することだけでなく、活動の場を企画し開催する、生み出す市民の福祉活動を支援します。

■イメージ図



■関連事業

- 福祉のまち推進事業
- ボランティア関連事業
- 生活支援体制整備事業
- 福祉除雪事業

■推進体制

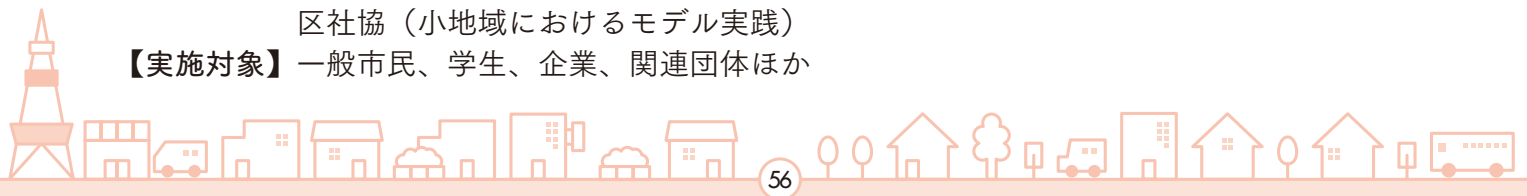
【所 管】 地域福祉課地域福祉係、総務課総務企画係

※取り組みごとに該当部署が担当

【実施主体】 地域福祉課地域福祉係（情報収集・調査、市域における実践）

区社協（小地域におけるモデル実践）

【実施対象】 一般市民、学生、企業、関連団体ほか



チャレンジする

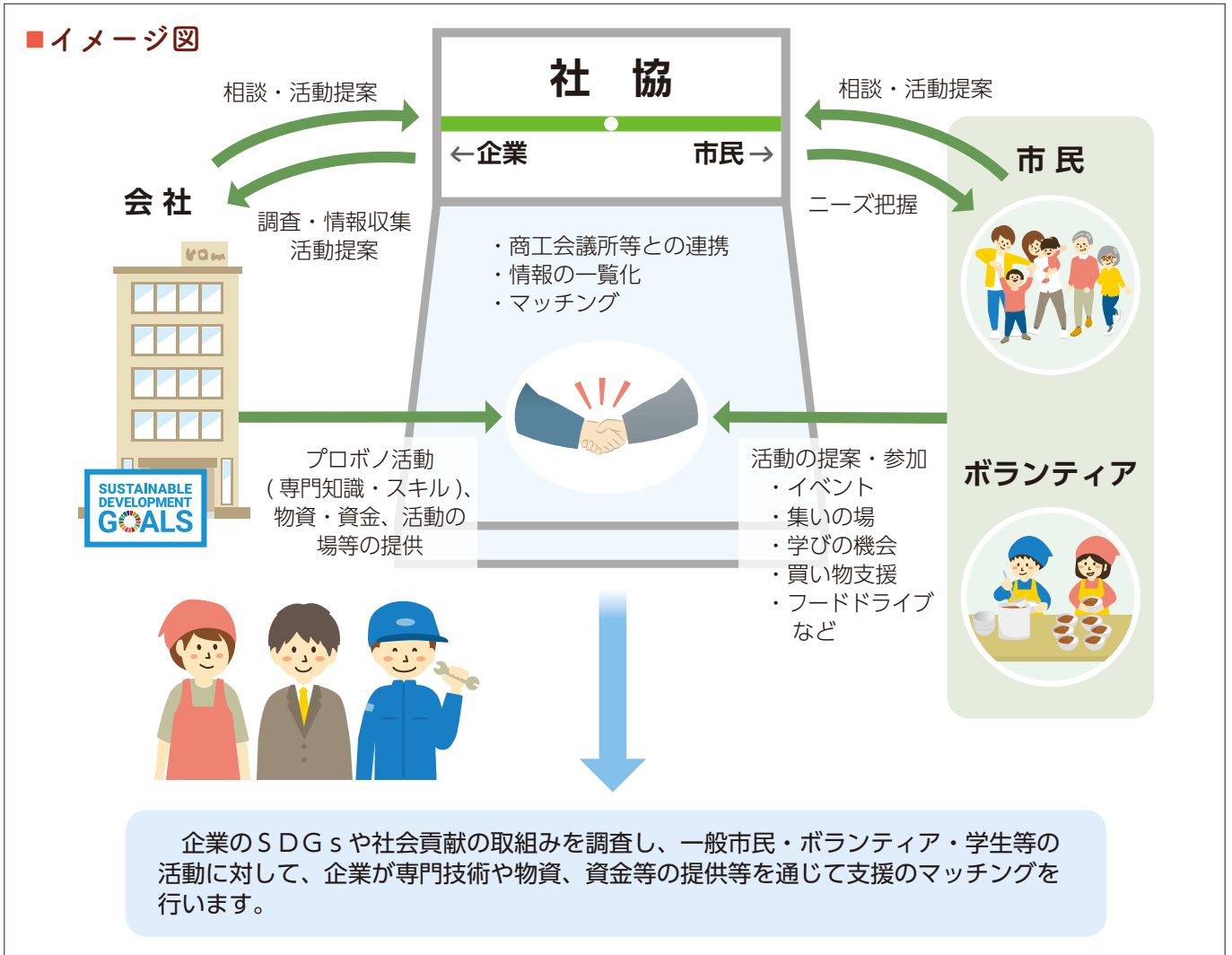
3

『企業の特徴を活かした社会貢献をデザインする』

■事業概要

- 社協がプラットフォームとなって、企業の社会貢献と一般市民やボランティア等の活動をつなぎます。
- 企業のSDGsや社会貢献の取り組みについて情報収集して一覧化し、それぞれの特色を活かした社会貢献の取組みと一般市民・ボランティア・学生等の活動をマッチングできるよう準備を進めます。

■イメージ図



■関連事業

- ボランティア関連事業（災害ボラセン関連含む）
- 福祉のまち推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 福祉除雪事業

■推進体制

【所 管】 ボランティア振興課ボランティア活動係

【実施主体】 ボランティア振興課ボランティア活動係（企業の調査・一覧化、ボランティアグループ等とのマッチング）

広報戦略室（賛助会員企業の調査）

地域福祉課地域福祉係・区社協（地域ニーズとのマッチング）

【実施対象】 企業、ボランティア、関連団体、学生



チャレンジする

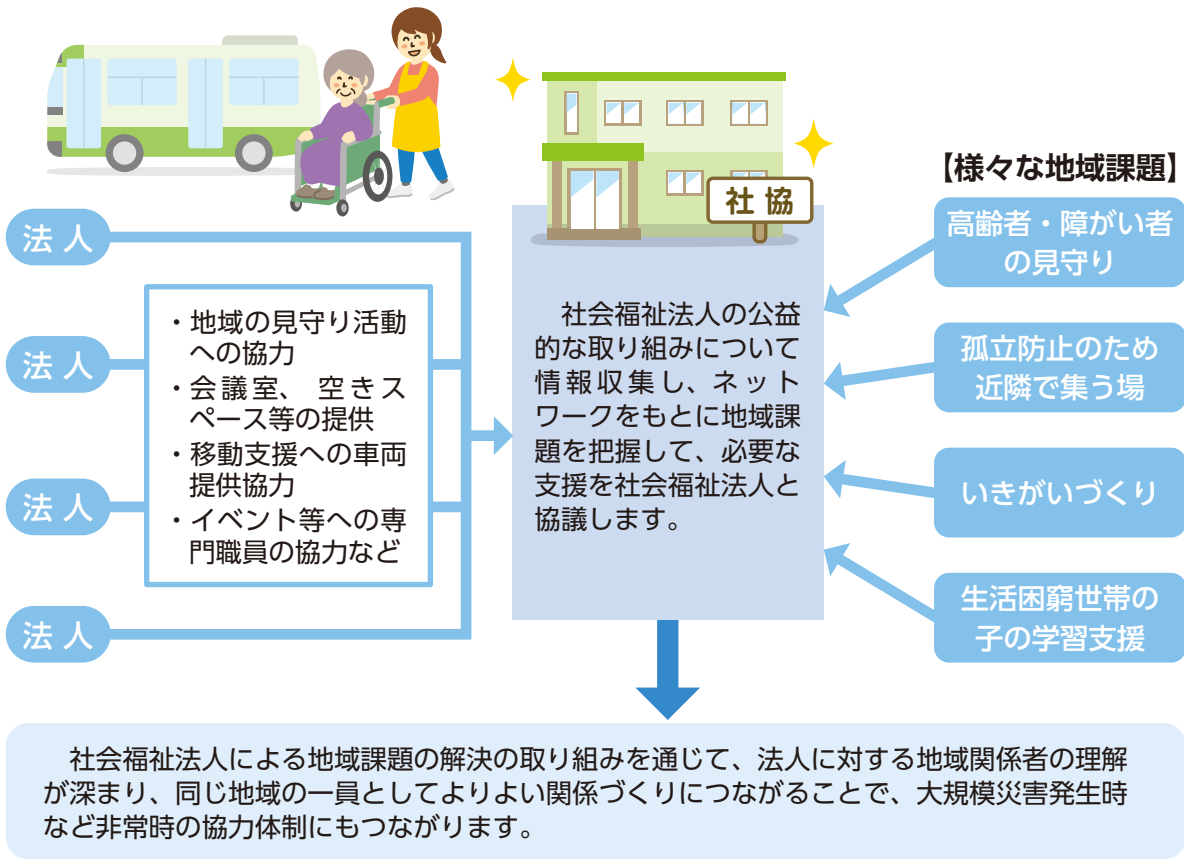
4

『社会福祉法人による協働のしくみづくり』

■事業概要

- 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを地域課題の解決につなげるため、複数の社会福祉法人による協働の取り組みを推進します。
- 課題解決のしくみづくりに向けて、社会福祉法人の公益的な取り組みについて調査し、内容やエリアに合わせて対象法人の顔合わせの機会を設ける等の取り組みを進めます。
- 課題当事者（参加者）や地域を巻き込むことで、関わる法人についての理解が深まることを期待するとともに、地域の一員として活動する機会につなげていきます。

■イメージ図



■関連事業

- 福祉のまち推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 施設福祉部会運営
- 市老人福祉施設協議会事務局

■推進体制

【所 管】 地域福祉課地域福祉係

【実施主体】 地域福祉課地域福祉係・区社協（情報収集、地域ニーズとのマッチング）
 総務課総務企画係（施設福祉部会及び市老人福祉施設協議会における調査）

【実施対象】 社会福祉法人



チャレンジする

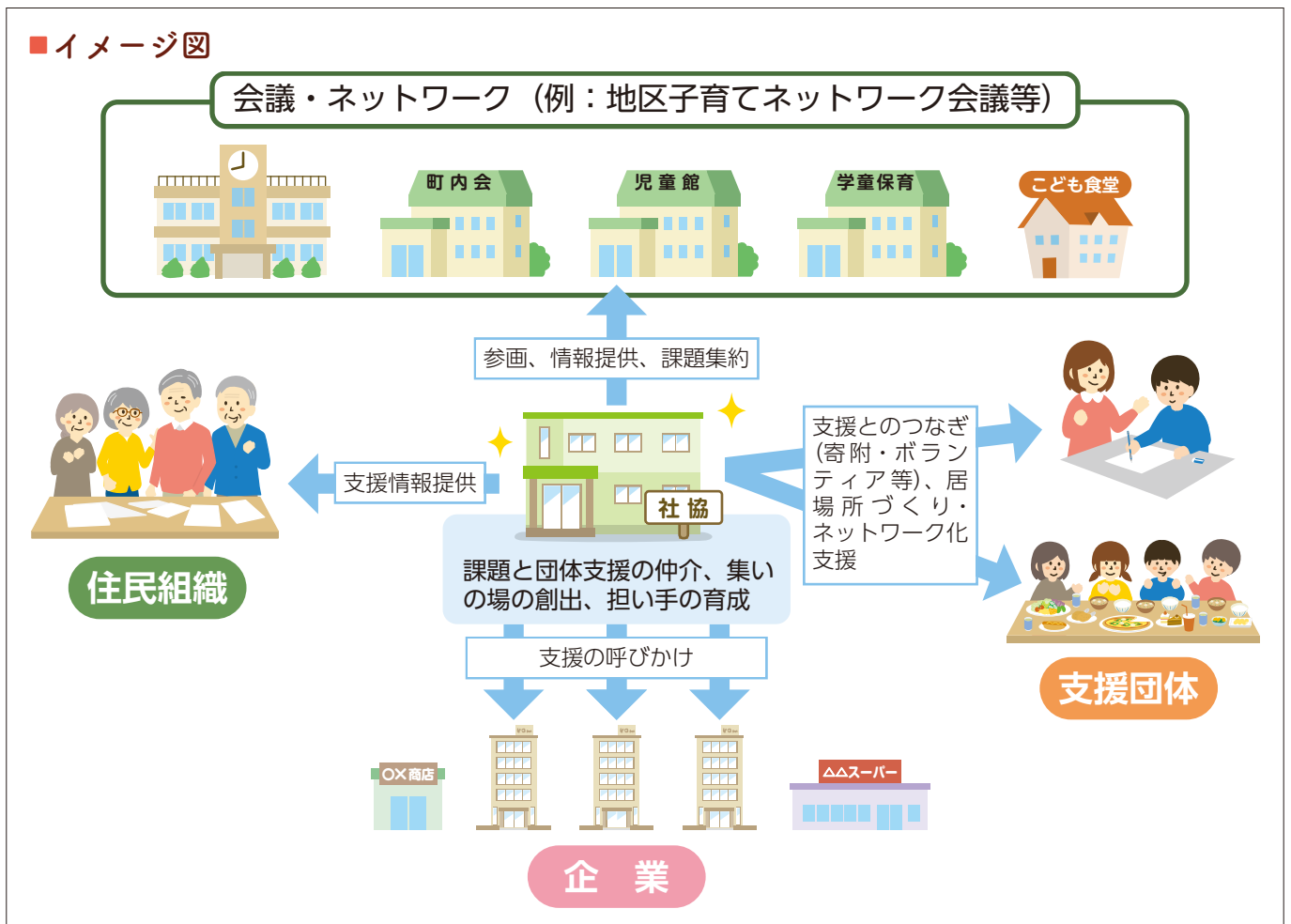
5

『課題を抱えた子どもたちへの支援』

■事業概要

- 子どもたちが安心して過ごすことができ、人や社会と関わる力や自己肯定感を育むことができるよう、子どもの居場所づくりや学習支援等に取り組んでいる団体を支援するほか、各団体と連携して、貧困家庭やヤングケアラーなど課題を抱えた子どもたちを適切な支援につなげます。
- 子どもの居場所づくり等に取り組んでいる団体に対する活動資金や物資等の支援を呼びかけ、そのつなぎ役を担うとともに、ボランティアの育成・紹介を行うことで活動者の確保を支援します。
- 地域関係者や専門機関で構成する関係会議等に参画し、課題の集約や情報提供を行い、必要に応じて支援調整や情報共有のための機会を設けます。
- ふれあい・いきいきサロンや子ども食堂を核とした、地域における多世代の集いの場づくりを支援し、子どもたちの居場所の選択肢を増やします。

■イメージ図



■関連事業

- ふれあい・いきいきサロン事業
- 福祉のまち推進事業
- 生活支援体制整備事業

■推進体制

【所 管】 地域福祉課地域福祉係

【実施主体】 地域福祉課地域福祉係・区社協（子ども食堂や子どもコーディネーターとの連携）
 地域福祉課活動促進担当係（民生委員・児童委員や主任児童委員との連携）
 広報戦略室（企業からの物資等の提供）

【実施対象】 子ども支援団体・機関、企業等

7 計画推進にあたっての役割

	主な取組	市社協	区社協	地区社協 (地区福まち)	地域住民 ボランティア	町内会 (地域団体含む)	民生委員 児童委員	地域包括支援C 介護予防C	福祉・保健 医療・法律 関係者	福祉団体 NPO	企業	札幌市
共感する	1 児童・生徒・学生への福祉教育	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	2 多様な主体への福祉教育	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	1 地域の担い手の育成	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	中心・支援 協力・参加	中心・支援 協力・参加	中心・支援 協力・参加	協力
育成する	2 生活支援の担い手(団体・企業)の育成	中心・支援	中心・支援	協力	協力	協力	協力	協力・参加	中心・支援 協力・参加	中心・支援 協力・参加	中心・支援 協力・参加	協力
	3 福祉人材(専門職)の育成	中心・支援	支援・協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
	1 地縁組織・各種団体の連携	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加
つながる	2 市民同士の連携	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	3 多様な機関・法人・企業等との連携	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	1 見守り・訪問活動の推進	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	支援・協力	協力	協力	協力・参加	協力
支援する	2 交流・生きがいづくりの推進	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	支援・協力	協力	協力	協力・参加	協力
	3 生活支援(家事、除雪、子育て、外出等)	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	支援・協力	協力	協力	協力・参加	協力
	4 権利擁護の推進	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	支援・協力	協力・支援	協力	協力	協力
組織を強くする	5 介護予防の実施	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心・支援	協力	協力	協力・参加	協力
	6 介護(高齢者、障がい者等)サービスの実施	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	支援・協力	協力・参加	協力・参加	協力	協力
	7 災害ボランティアセンターの設置・運営	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	協力	協力	協力・参加	中心・支援 協力・参加	協力
チャレンジする	1 企業・団体との連携	中心・支援	中心・支援	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
	2 寄附・賛助会員制度のPR	中心・支援	中心・支援	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
	3 広報活動の強化	中心・支援	中心・支援	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
	1 コミュニティソーシャルワーク機能の強化	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力	協力
	2 市民が参加する新たな機会の創出	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
3 企業の特徴を活かした社会貢献をデザインする	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	中心・支援 協力・参加	協力	
4 社会福祉法人による協働のしくみづくり	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力	協力	協力
5 課題を抱えた子どもたちへの支援	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力

参 考 資 料

1 用語説明

あ 行

アウトリーチ

支援機関等が積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対しての家庭等への訪問支援、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組みのこと。

SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことをうたっている。

NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織といわれるもので、営利を目的とせず、様々な分野で社会的・公益的な活動を行っている団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて法人格を取得した法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

か 行

介護サポーター

自らの健康を維持しながら住み慣れた地域でいきいきと暮らせること、そして、自らの介護予防を図りながら、地域社会の支えあいに参画することを目的に、介護保険施設で活動すると、その活動に応じて現金に交換できるポイントが付与される「札幌市介護サポートポイント事業」に登録する65歳以上の方。

介護予防センター

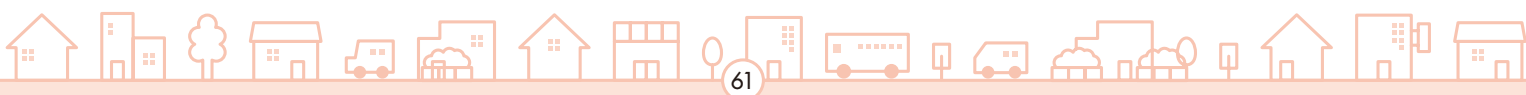
高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、介護予防教室を開催、または地域の介護予防活動の支援を行うなど、介護予防の拠点として、また、地域の高齢者の身近な相談窓口の機能を担い、地域包括支援センターの役割を補完する機関。

子どもコーディネーター

児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、子どもや家族、まわりの方々から相談を受け、困りごとをともに考えながら適切な支援につなぐ役割を担う者。

コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する“個別支援”と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の“地域支援”をチームアプローチによって統合的に展開・実践する援助技術。



さ 行

サロン（ふれあい・いきいきサロン）

身近な地域で、市民やボランティアなどが協働で企画・運営している仲間づくりのための場。高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが気軽に参加できる交流の場として活用されている。

市民後見人

成年後見制度において、親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）以外の後見人として、家庭裁判所から選任を受けた一般の市民であり、地域における支え合いの視点から、身上監護や財産の管理などの後見活動を展開する権利擁護の新しい担い手。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題を解決するために活用される各種の制度・サービス、施設・機関・集団・個人等の有する知識や技術等の総称。

社会福祉協議会（略称「社協」）

地域福祉の向上を目的として、地域住民及び公私の福祉機関、団体により構成された社会福祉法に基づく民間福祉団体。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。

札幌市では、圏域ごとに札幌市社会福祉協議会（市域）、各区社会福祉協議会（区域）、各地区社会福祉協議会（概ね連合町内会圏域）を設置して、地域福祉を推進している。

重層的支援体制整備事業

令和2年の社会福祉法の改正により創設された国の事業。介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、市町村全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制の整備を目指す取り組み。

生活支援コーディネーター

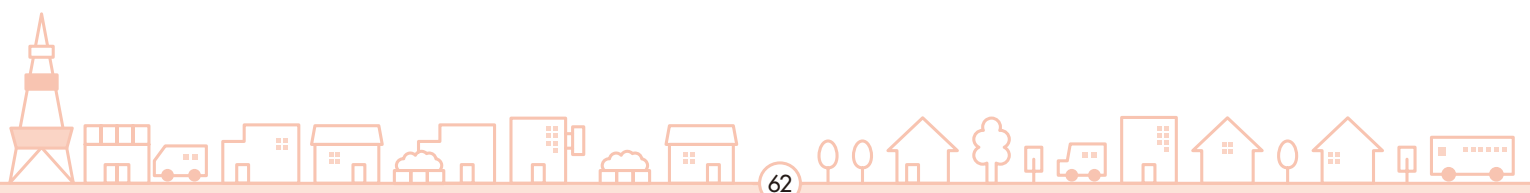
高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築）を担う者。

札幌市においては、第1層生活支援コーディネーター（区域）と第2層生活支援コーディネーター（地域包括支援センター圏域）が配置されている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」がある。



障がい者相談支援事業所

障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う。

た 行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を可能な限り継続できる「地域包括ケアシステム」の構築のための手法。医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確化する。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように必要なサービスを調整したり、様々な方面から支援を行うなど、高齢者の総合相談窓口、支援機関。

地域見守りサポーター

地域見守りサポーター養成講座を受講し、地域の見守り活動に参加する市民や企業、学校、老人クラブ等の幅広い組織・団体。

地区福祉のまち推進センター（略称「地区福まち」）

地区社会福祉協議会（略称「地区社協」）が設置されている89地区全てに地区社協の事業実施部門として開設され、幅広い市民の参加により、お互いに支え合う環境を整え、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を目的に、見守り・訪問等を主体とした地域福祉活動を推進している。

な 行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安のある方の福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方。



は行

8050問題（9060問題）

80代（90代）の親が50代（60代）の子どもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという地域課題。子どもが自立した生活を送れないため、親の年金を頼りに生活しているケースが多く、困窮した生活を送っている世帯も多い。

ひきこもり

仕事や学校に行けず家に籠り、家族以外と交流がない状況またはそうした生活をしている人。

ファンドレイジング

日本語では「資金調達」などと訳される。民間の非営利団体が活動するための財源を確保する取り組みであり、単に資金を集めるだけでなく、取り組みを通じて社会的な課題を人々に知らせ、理解してもらい、その解決への参加者を増やして、社会をよりよくしていくための手段。

福祉のまち推進事業

少子・高齢化が進む中、幅広い市民の福祉活動の参加により、地域ぐるみでお互いに支え合う環境を整え、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくることを目的に、市民と行政がそれぞれの立場で協力し合い、だれもが安心して暮らすことができる地域社会をめざし、札幌市と札幌市社会福祉協議会が協力して進めている事業。基本目標に、「地域住民の日常的な支え合い活動の推進」、「ボランティアによる福祉サービスの推進」を掲げている。

福祉推進委員会

福祉のまち推進事業が進める「見守り・訪問活動」を中心とした地域の支え合い活動を実践するため、歩いて行ける範囲である町内会・自治会の圏域に設置されている。

福祉推進員・住民協力員

福祉推進員：福祉のまち推進事業において、対象者の自宅を定期的に訪問し、その様子を見守り、必要に応じて民生委員・児童委員等への連絡、関係機関へつなぐ役割を担う。

住民協力員：福祉のまち推進事業において、身近な隣人として、声かけや見守り、買い物・ゴミ出し等日常的な手助けを行う。

福祉除雪地域協力員

自力では除雪できない高齢者や障がい者が居住する戸建て住宅を対象に、道路に面した出入口や敷地内の玄関までの通路部分の除雪と、居住者の安否確認を行う地域住民・団体等。

福まち活動調整員

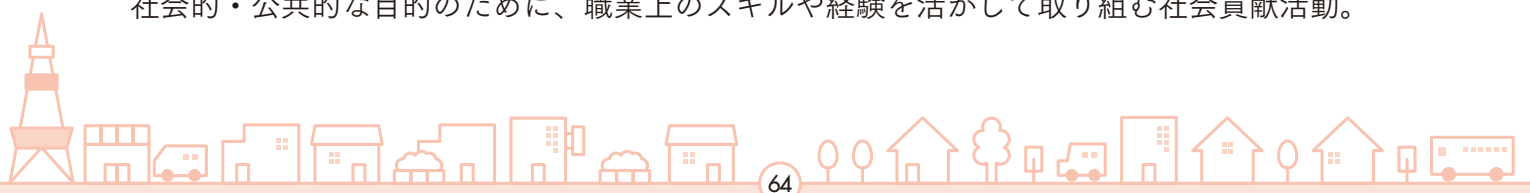
町内会・福祉推進委員会の見守り活動に対する助言や、困りごとを抱える人を速やかに関係機関につなぐことなどを行う、福まち活動におけるコーディネート役となる活動者。

フレイル

加齢により心身が老い衰えた状態。虚弱状態。早く介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症も引き起こす恐れがある。

プロボノ活動

社会的・公共的な目的のために、職業上のスキルや経験を活かして取り組む社会貢献活動。



ボランティア登録者

市社協ボランティア活動センターまたは区社協に、希望するボランティア活動の内容、活動できる日時・地域等を登録した個人・団体のボランティア。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、市長の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱されており、地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報提供などを行い、それぞれの担当地域において、地域福祉推進の担い手として活動している。

市・区・地区の圏域で民生委員児童委員協議会（民児協）を設置している。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。



2

社会福祉の変遷と社会福祉協議会の動き

(2023年11月現在)

時代区分	社会福祉等の主な変遷	社協の動き（全国・札幌市）※下線部札幌市分
戦後の緊急援護と基盤整備（昭和20年代（1945～54）） ・戦後の混乱 ・引揚者対策 ・社会保障行政の基盤整備 ・貨幣的ニーズ	46 (旧)生活保護法制定 47 国民たすけあい運動（共同募金） 47 児童福祉法制定 48 民生委員法制定 49 身体障害者福祉法制定 51 社会福祉事業法制定	51 都道府県社協の法定化 ※社会福祉事業法に都道府県社協の組織及び事業について規定される ※戦後の混乱期を経て中央・地方の民間社会福祉事業団体の組織統合による民間社会福祉活動の強化を図るため、全国と都道府県に組織が発足する。その後市町村にも順次組織化 52 札幌市社協設立
国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展（昭和30（1955）年代～オイルショック） ・高度経済成長と生活水準の向上 ・産業化、都市化核家族化 ・地域問題の地域化、国民化 ・社会保障制度の基本的な体系の整備 ・救貧から防貧へ ・福祉見直し（福祉元年）	55 世帯更生資金貸付制度発足 60 精神薄弱者福祉法制定 61 児童扶養手当法制定 63 老人福祉法制定 64 母子福祉法制定 69 ねたきり老人に対する家庭奉仕員派遣制度創設 70 心身障害者対策基本法制定 高齢化率7%超える 福祉施設緊急整備5か年計画 71 児童手当法制定 中央社会福祉審議会「コミュニティ形成と社会福祉」答申 73 福祉元年、老人医療費無料化 第1次オイルショック 74 経済成長率戦後初めてマイナス	55 札幌市社協「世帯更正資金」貸付開始 60 札幌市社協「心配ごと相談所」開設 62 全社協「社会福祉協議会基本要項」策定 ※「住民主体の原則」に基づく社協の組織と活動のあり方が示される 徳島県社協「善意銀行」設置（愛情銀行の先鞭） 札幌市社協が地区社協の結成促進と育成開始 ※社協活動を市民参加のもと地域で実施していくため、重点事業として開始。以後、地区において順次結成される 64 札幌市社協法人設立認可 札幌市社協「愛情銀行」設置（ボランティアセンター事業の前身） 66 札幌市社協「応急援護資金」貸付開始 68 全社協「ボランティア育成基本要項」発表 71 札幌市社協「老人バス事業」開始 札幌市社協「在宅寝たきり老人友愛訪問活動」開始 72 札幌市社協が区社協結成の基盤づくり開始 ※政令市への移行に伴い、この頃から区社協結成の基盤づくりが目標に掲げられる。このため、すべての地区に社協の結成が目指される。
社会保障制度の見直し期（1970年代後半～80年代） ・経済成長の失速と停滞 ・政府財政赤字増 ・社会保障費用の適正化 ・給付と負担の公平 ・安定的効率的な制度基盤確立 ・ノーマライゼーション	76 学童・生徒のボランティア活動普及事業（社会福祉協力校）創設 81 母子及び寡婦福祉法制定（母子福祉法改正） 82 老人保健法制定 83 社会福祉事業法改正	78 札幌市社協「社協だより」創刊 79 全社協「在宅福祉サービスの戦略」発表 ※今後の福祉サービスのあり方として在宅福祉サービスの必要性とその仕組みについて提言 札幌市社協「ボランティアセンター事業」開始 札幌市社協「組織強化特別委員会」設置 ※今後の社協活動のあり方及び区社協設立に関して検討始まる 83 市区町村社協の法定化 ※社会福祉事業法に市区町村社協の活動基盤の強化を図るため、その組織及び事業について規定される 札幌市社協「社会福祉基金」設置

時代区分	社会福祉等の主な変遷	社協の動き（全国・札幌市）※下線部札幌市分
	<p>85 福祉ボランティアの町づくり事業創設</p> <p>86 国際障害者年 「完全参加と平等」</p> <p>87 社会福祉士及び介護福祉士法制定 精神保健法制定 老人保健法改正（老人保健施設）</p> <p>89 中央社会福祉審議会合同企画分科会「今後の社会福祉のあり方について」（意見具申） 高齢者保健福祉十ヵ年戦略（ゴールドプラン）策定</p>	<p>84 全社協「地域福祉計画—理論と方法」発表 ※地域福祉計画策定の必要性とその方法の提言 札幌市社協「福祉ボランティア基金」設置</p> <p>86 札幌市社協組織強化特別委員会内に「地域福祉調査専門部会」設置 札幌市社協「福祉ボランティアの町づくり事業」開始</p> <p>87 札幌市社協「ボランティア活動推進モデル地区指定事業」開始 ※以後、地区社協活動充実・強化のための各種事業が展開される。 札幌市社協「ボランティアルーム」開設</p> <p>88～90 札幌市区社協設立（9区）</p> <p>88 区社協「社会福祉協力校事業」開始 札幌市社協「食事サービス活動助成事業」開始</p> <p>89 意見具申の中で在宅福祉サービスの充実を図るうえで社協機能の一層の発揮を期待</p>
<p>少子高齢社会に対応した制度構築期（1990年代）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢社会の進展と経済基調の変化 ・サービスの普遍化 ・公民の役割分担 ・地方分権 ・地域福祉の基盤整備 ・社会保障構造改革 	<p>90 福祉関係8法の改正（在宅福祉サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化） ふれあいのまちづくり事業創設</p> <p>91 老人保健法改正（老人訪問看護制度）</p> <p>93 障害者基本法制定 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律制定 都道府県・市町村「高齢者保健福祉計画」策定 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」告示</p>	<p>90 指定都市社協及び指定都市の区社協法定化等 ※社会福祉事業法に指定都市及びその区についての位置付け、市区町村社協の事業に「企画・実施」の努力義務が規定される ※地域福祉推進の中核としての新しい方向性が明示される 区社協「まごころ電話訪問事業」開始 区社協「除雪ボランティア事業」開始</p> <p>91 札幌市社協「ふれあいのまちづくり事業」開始（中央区社協で事業展開） 札幌市社協「区社協法人化促進委員会」設置 札幌市社協施設福祉部会・地域福祉部会設置</p> <p>92 全社協「新・社会福祉協議会基本要項」策定 ※福祉関係8法改正に伴い、今後の社協の組織及び活動の指針となる要項が全面改定される ※社協の地域福祉活動計画策定が打ち出される 札幌市社協「地域福祉計画策定委員会」設置 札幌市社協「在宅介護者のつどい事業」実施</p> <p>93～95 区社協法人設立認可（9区）</p> <p>93 札幌市社協「地域福祉市民活動計画」策定 区社協「小地域福祉ネットワーク活動推進事業」開始</p>



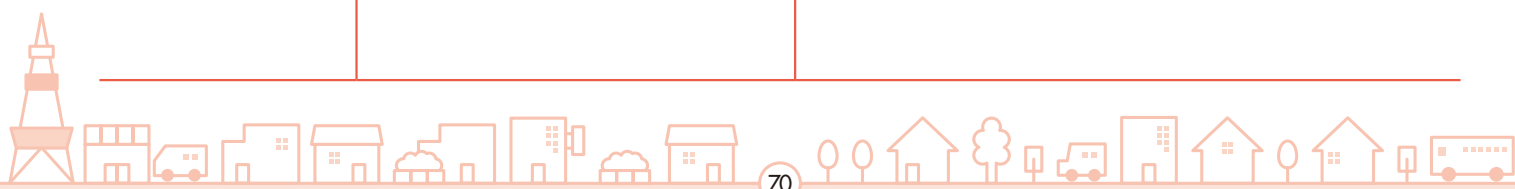
時代区分	社会福祉等の主な変遷	社協の動き（全国・札幌市）※下線部札幌市分
	<p>94 21世紀福祉ビジョン エンゼルプラン策定 新ゴールドプラン策定 高齢社会対策基本法制定 高齢化率14%超える 主任児童委員制度発足</p> <p>95 障害者プラン策定</p> <p>97 介護保険法制定（5番目の社会保険） 特定非営利活動促進法制定 老年人口が年少人口を上回る</p> <p>98 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」</p> <p>99 地域福祉権利擁護事業創設 新エンゼルプラン策定</p>	<p>94 全社協「ふれあいネットワークプラン21」基本構想及び「事業型社協推進事業」推進指針発表 ※「新・社会福祉協議会基本要項」を具体化した社協発展・強化計画が示される また、「社会福祉を目的とする事業の企画・実施」の具体的指針が示される 札幌市社協「福祉機器リサイクル事業」開始</p> <p>95 「札幌市地域福祉社会計画」策定（札幌市） 札幌市・区社協「福祉のまち推進事業」開始 区・地区福祉のまち推進センター開設</p> <p>96 区社協「移送サービス事業」開始</p> <p>97 札幌市社協「地域福祉市民活動計画」第2期実施計画策定（実施計画部分の改定） 清田区社協設立・法人化 区社協「3級ヘルパー資格取得ボランティア養成事業」開始</p> <p>98 基礎構造改革の中で社協は地域福祉を推進するうえで重要な存在として位置付け</p> <p>99 札幌市社協「地域福祉権利擁護事業」開始 札幌市社協「障害者あんしん相談」「介護なんでも相談」開始（市委託）</p>
<p>新しい社会福祉制度の推進期（2000年～2014年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊厳と自立生活 ・地域福祉の充実 ・福祉サービスの利用制度化（措置から契約へ） ・利用者の自己決定の保障と支援 ・社会福祉事業の多様化・活性化 ・規制緩和 ・少子化対策 ・三位一体改革の進行 ・介護予防 	<p>00 介護保険制度施行 福祉関係8法の改正（社会福祉法制定） 地方自治体に地域福祉計画策定努力義務化 新しい社会福祉法人会計基準の導入 児童虐待の防止等に関する法律施行</p> <p>01 総合規制改革会議設置（内閣府） 社会保障改革大綱発表 DV法施行</p> <p>02 規制改革の推進に関する第2次答申 障害者基本計画策定 新障害者プラン策定 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法制定</p> <p>03 支援費制度施行 介護保険介護報酬の改定 次世代育成支援対策推進法制定 「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」報告（高齢者介護研究会）</p>	<p>00 施行した社会福祉法に社協の地域福祉推進の中核としての位置付けが明確化 札幌市社協「市基幹型在宅介護支援センター運営事業」開始（市委託） 札幌市社協「福祉サービス苦情相談センター運営事業」開始（福祉サービス調整委員会設置） 札幌市ボランティア研修センター事業開始（市委託）</p> <p>01 区社協「福祉除雪事業」試行全市拡大 区社協「区基幹型在宅介護支援センター運営事業」開始（市委託） 札幌市社協「ふれあい・いきいきサロンモデル助成事業」開始 札幌市社協「知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業」開始（市委託）</p> <p>02 札幌市社協創立50周年 札幌市社協「離職者支援資金」貸付開始</p> <p>03 「札幌市地域福祉社会計画」策定（札幌市、全面改定） 札幌市社協「長期生活支援資金」「緊急小口資金」貸付開始</p>



時代区分	社会福祉等の主な変遷	社協の動き（全国・札幌市）※下線部札幌市分
	<p>04 改正児童福祉法制定 ※児童相談における市町村役割強化 ※児童委員活動要領改正 少子化社会対策要綱策定</p> <p>05 個人情報保護法施行 人口減少社会へ</p> <p>06 障害者自立支援法施行 改正介護保険法施行 ※介護予防重視とした新予防給付の導入、包括センター（プランチ含む）の設置 高齢者虐待防止法施行</p> <p>08 「これからの地域福祉のあり方について」（厚生労働省）公表 ※地域における新たな支え合いの確立と住民主体の確保＝地域社会再生の軸としての福祉</p> <p>10 「地域包括ケア研究会報告書」公表（厚生労働省研究会報告） ※25年度からの第5期介護保険事業計画を展望し、地域包括ケアシステムの在り方やサービスの検討「介護保険制度の見直しに関する意見」公表（社会保障審議会介護保険部会意見書）</p>	<p>04 札幌市社協「186万人の地域福祉市民活動計画」策定（全面改定） 区社協における地域福祉権利擁護事業初期相談受付開始（5区社協に専門員配置）</p> <p>05 札幌市社協「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業」開始（市委託） ※虐待防止ネットワーク会議の運営 ※高齢者虐待相談窓口の設置 札幌市社協「認知症高齢者グループホーム外部評価事業」開始</p> <p>06 札幌市社協「地域包括支援センター」3箇所、「介護予防センター」1箇所運営開始（市委託） 包括センター：中央第1、北第1、西第2 予防センター：北・新道南 指定管理者制度に基づく社会福祉総合センター及びボランティア研修センター運営</p> <p>07 札幌市社協「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業」開始</p> <p>08 札幌市社協「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター」（略称：あんしんセンター）設置・運営開始 ※各種相談事業の総合化（ワンストップ） ※「地域福祉権利擁護事業」を「日常生活自立支援事業」に名称変更 札幌市社協「成年後見事業」（法人後見）開始</p> <p>09 札幌市社協「さっぽろ市民福祉活動計画」（平成21～24年度）策定 全社協「社会福祉協議会における第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」発表 全社協「小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を活性化する取り組みの提案（小地域福祉活動活性化アクションプラン）」発表</p> <p>10 札幌市社協 北区第3地域包括支援センター受託 札幌市社協「経営に関する委員会」設置 全社協「福祉ビジョン2011」発表 全社協業務用ホームページ「社協の杜」開設 札幌市社協「障がい当事者講師等派遣事業」開始 札幌市社協・区社協「地域見守りサポーター養成研修」開始</p> <p>11 札幌市社協「札幌市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」作成</p>



時代区分	社会福祉等の主な変遷	社協の動き（全国・札幌市）※下線部札幌市分
	<p>12 障害者虐待防止法施行 「生活支援戦略」に関する主な論点（案）公表（厚生労働省） 高齢社会対策大綱制定</p> <p>13 障害者総合支援法施行 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書公表 「社会保障制度国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」公表（社会保障制度改革国民会議）</p> <p>14 「社会福祉法人制度の在り方について」公表（社会保障審議会福祉部会検討会） 消費税8%にアップ</p>	<p>12 <u>札幌市社協「さっぽろ市民福祉活動計画」（平成25～29年度）策定（全面改訂）</u> <u>札幌市社協「障がい者虐待防止センター運営事業」開始（市委託）</u> 全社協「社協・生活支援活動強化方針」発表 ※地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言とアクションプラン</p> <p>13 <u>札幌市社協と財団法人札幌市在宅福祉サービス協会の統合</u> <u>札幌市社協「市民後見人養成等調査研究事業」開始</u> <u>札幌市社協「成年後見制度利用支援事業」開始（市長申立等、市委託）</u> <u>札幌市社協「介護サポートポイント事業」開始（市委託）</u> <u>札幌市社協「介護職員人材定着化事業」開始（市委託）</u> <u>札幌市社協「生活困窮者自立促進支援モデル事業（厚別区）」開始（生活・就労支援センターあつべつ、市委託）</u></p> <p>14 <u>札幌市社協と社会福祉法人札幌市福祉事業団の合併</u> <u>札幌市社協「ボランティア活動センター」設置</u> ※「ボランティアセンター」と「ボランティア研修センター（市委託）」の機能的統合と名称の変更 <u>札幌市社協「市民後見推進事業」開始（市委託）</u> ※市民後見人候補者の養成等 <u>札幌市社協「第1回地域見守りネットワーク推進会議」開催（市委託）</u> ※地区福祉のまち推進センターと札幌市見守り協定を締結する事業者、関係団体・機関等との連携</p>
<p>経済財政の再生と社会保障・福祉制度改革期（2015年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進施策の再編 ・人口の減少時代へ ・地域共生社会 	<p>15 生活困窮者自立支援法施行 医療・介護総合確保法施行 子ども・子育て支援法施行 「一億総活躍社会の実現に向けて」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①希望を生み出す強い経済 ②夢をつむぐ子育て支援 ③安心につながる社会保障（介護離職ゼロ、生涯現役） <p>「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表（厚生労働省）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①包括的な相談支援体制構築 ②支援の総合的な提供 ③効果的・効率的なサービス提供のための生産性の向上 ④総合的な人材の育成・確保 	<p>15 <u>札幌市社協「中期経営計画」（平成27～29年度）策定</u> <u>札幌市社協・区社協「ファンドレイジング」の取組開始</u> ※プロジェクト設置、社協職員向け研修、社協会員企業・団体との連携事業、寄附・賛助会費の募集強化、職員のファンドレイザー養成、手引の作成 <u>札幌市社協「ふくし用具機器展inさっぽろ2015」開催</u> 全社協「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策2015」発表 全社協「社協・介護サービス事業推進方策2015」発表 全社協「全社協福祉ビジョン2011第2次行動方針」発表</p>



時代区分	社会福祉等の主な変遷	社協の動き（全国・札幌市）※下線部札幌市分
	<p>16 改正社会福祉法施行 ※社会福祉法人制度改革 経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化、地域における公益的な取組実施責務等 ※福祉人材の確保の促進 障害者差別解消法施行 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定） ※「地域共生社会の実現」 2020年初頭を目指した我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・人材の丸ごと化の全面展開</p> <p>17 民生委員制度創設100周年 共同募金運動70周年 成年後見制度利用促進法施行 「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」(厚生労働省)公表 ①市町村における包括的な支援体制の構築(我が事、丸ごと、包括的相談支援体制) ②地域福祉(支援)計画 ③自治体、国の役割 自殺総合対策大綱制定 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(厚生労働省)告示「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(厚生労働省)発出</p> <p>18 地域共生社会実現をめざす改正社会福祉法施行 改正生活困窮者自立支援法一部試行</p> <p>19 地域共生社会推進検討会最終とりまとめ 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」報告(厚生労働省)公表</p> <p>21 改正社会福祉法施行 重層的支援体制整備事業課開始 社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会 とりまとめ</p> <p>23 孤独・孤立対策推進法公布</p>	<p>16 <u>札幌市社協「札幌市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」改訂</u> <u>札幌市社協・区社協「生活支援体制整備事業」開始(市委託)</u> <u>札幌市社協・区社協「福まちパワーアップ拡充事業」実施(市委託)</u> <u>札幌市社協「保養センター駒岡」リニューアルオープン(指定管理)</u> <u>札幌市社協「保育修学資金等貸付事業」開始</u> <u>札幌市社協 南区第3地域包括支援センター受託</u></p> <p>17 <u>札幌市社協・区社協「生活支援体制整備事業」拡大(市委託)</u> 全社協「社協・生活支援活動強化方針—地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第2次アクションプラン」発表 ※「あらゆる生活課題への対応」と「地域の繋がり」の再構築を目標に、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、活動基盤整備等 <u>札幌市社協「養育支援員派遣事業」開始(市委託)</u></p> <p>18 <u>札幌市社協「第5次さっぽろ市民福祉活動計画」(2018～2023年度)策定</u> <u>札幌市社協・区社協「第2層生活支援コーディネーター」配置拡大(市委託)</u> ※配置区社協・包括圏域数(中央区1、東区2、白石区3、清田区2、南区2、手稲区2) 全社協「社協・生活支援活動強化方針(第2次アクションプラン)」一部改訂</p> <p>19 <u>札幌市社協「福まち活動調整員養成講座」開始</u> <u>札幌市社協「新型コロナウイルス感染症対応特例貸付事業」開始</u></p> <p>20 全社協「全社協 福祉ビジョン2020」発表</p> <p>21 <u>札幌市社協「事業継続計画(BCP)」策定</u></p> <p>22 <u>札幌市社協「成年後見推進センター受託」</u></p> <p>23 <u>札幌市社協「市・区社協法人合併」</u></p>



3 第6次さっぽろ市民福祉活動計画策定委員会

(1) 策定委員名簿 (◎委員長、○副委員長)

氏名	所属
向 俊 孝	札幌市民生委員児童委員協議会副会長
前 鼻 守	札幌市老人福祉施設協議会副会長
秦 直 樹	社会福祉法人常德会理事長
高 橋 唯 之	札幌市ボランティア連絡協議会会長 (～R 5.10.15)
浅 香 博 文	札幌市身体障害者福祉協会会長
長 江 睦 子	札幌市手をつなぐ育成会会長
小 林 恒 男	札幌市老人クラブ連合会常任理事 (～R 5. 4.11)
高 橋 誠	札幌市老人クラブ連合会常任理事 (R 5. 4.12～)
内 田 ひとみ	札幌市在宅福祉活動団体ネットワーク副会長
東 幸 智	札幌市介護支援専門員連絡協議会理事
早 坂 みどり	厚別区第1地域包括支援センターセンター長
林 健 一	さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オールセンター長
橋 本 茂 樹	札幌市医師会理事
◎岡 田 直 人	北星学園大学社会福祉学部社会福祉学科教授
黒 田 学	札幌・石川法律事務所弁護士
高 橋 俊 範	札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課長
野 村 宏 之	北海道社会福祉協議会事務局長
○仲 野 勝 廣	札幌市厚別区社会福祉協議会会長
久 瀧 洲 一	札幌市手稲区富丘西宮の沢地区社会福祉協議会会長 (～R 5. 5.28)
佐 藤 八洲男	札幌市手稲区富丘西宮の沢地区社会福祉協議会会長 (R 5. 5.29～)
菱 谷 雅 之	札幌市社会福祉協議会常務理事

(2) 策定委員会

	開催日	主な議事
第1回	令和5年3月2日	委員長選出、活動計画策定方針(案)等
第2回	令和5年6月1日	現計画の評価と課題、計画の基本理念等
第3回	令和5年8月2日	計画の構成・事業項目(案)等
第4回	令和5年9月25日	新たな取組、計画(素案)の検討等
第5回	令和5年11月16日	計画(案)の検討等

(3) 地域福祉に関する地区意見交換会

札幌市と札幌市社会福祉協議会は、それぞれ「札幌市地域福祉社会計画」、「さっぽろ市民福祉活動計画」の改定に向け、地域福祉活動を実践している関係者からの意見を計画に反映するため、令和5年7月～8月の間、地区レベルでの意見交換会を開催しました。

区	地区	開催日	区	地区	開催日
中央	東北	7月24日	豊平	福住	7月25日
北	屯田	7月20日	清田	里塚・美しが丘	8月8日
東	栄西	7月3日	南	石山	7月7日
白石	北白石	7月26日	西	発寒	8月3日
厚別	もみじ台	7月6日	手稲	手稲鉄北	8月7日

【本計画の問い合わせ先】

社会福祉法人
札幌市社会福祉協議会

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1
札幌市社会福祉総合センター3階

TEL: 011-614-3345 FAX: 011-614-1109
<https://www.sapporo-shakyo.or.jp>

この「第6次さっぽろ市民福祉活動計画」のデータについては札幌市社会福祉協議会ホームページに掲載しています。

